

ー特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律ー
「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」認定申請に関する申請要領

【5 G 情報通信システム（法第 2 条第 1 項第 1 号）関係】

目次

1.	特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の概要	1
（1）	制度の概要	1
（2）	制度利用のポイント	2
（3）	本制度の対象となる事業者	3
（4）	支援措置の対象	7
（5）	税制措置適用までの流れ	8
2.	手続き方法	10
（1）	申請書の作成	10
（2）	導入計画の申請	10
（3）	地域課題解決型ローカル 5 G 用無線局活用事業計画の同意申請	12
（4）	基準適合性の確認申請	13
（5）	税務申告	14
（6）	導入計画の変更申請	15
（7）	基準適合性確認の変更確認申請	15
3.	導入計画に関する申請窓口	16
4.	申請書の記載方法	26
（1）	特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書	26
（2）	認定導入計画の変更申請書	35
（3）	認定導入計画の軽微な変更の届出書	36
（4）	認定導入計画の実施状況報告書	37
（5）	地域課題解決型ローカル 5 G 用無線局活用事業計画同意申請書	38
（6）	基準適合性の確認申請書	47
（7）	基準適合性の変更確認申請書	56
参考 1.	各種様式	57
（1）	特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書	57
（2）	認定導入計画の変更申請書	62
（3）	認定導入計画の軽微な変更の届出書	63
（4）	認定導入計画の実施状況報告書	64
（5）	地域課題解決型ローカル 5 G 用無線局活用事業計画同意申請書	65
（6）	基準適合性の確認申請書	68

（７） 基準適合性の変更確認申請書.....	74
参考２．関係法令抜粋.....	75
（１） 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律	75
（２） 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令 ...	80
（３） 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則.....	81
（４） 内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則.....	85
（５） 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針	88
（６） 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準	91
（７） 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるもの	92
（８） 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく主務大臣の確認に関する手続	93

1. 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画の認定制度の概要

(1) 制度の概要

「特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（以下「開発供給計画」という。）」及び「特定高度情報通信技術活用システム導入計画（以下「導入計画」という。）」は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、特定高度情報通信技術活用システム¹の開発供給及び導入（以下「開発供給等」という。）が、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることにより、特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性の向上を図ること等を目的として策定するものです。

開発供給計画の認定を受けた事業者及び導入計画の認定を受けた事業者は、金融支援措置として、株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）や中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫（国民・中小企業）の貸付を受けられます。

また、導入計画の認定を受けた事業者は、認定された導入計画（以下「認定導入計画」という。）に基づいて行われる5G情報通信システムに係る一定の設備投資については、法人税・所得税の特例措置の適用を受けることができます（適用対象は2022年3月末までに取得²し、国内で行われる事業の用に供した設備）。

さらに、ローカル5Gの無線局のうち、地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして電波法に基づく無線局免許を付与された場合、認定導入計画に基づき新たに取得した一定の設備については、固定資産税の特例措置の適用を受けることができます（適用対象は2022年3月末までに新たに取得した設備）。

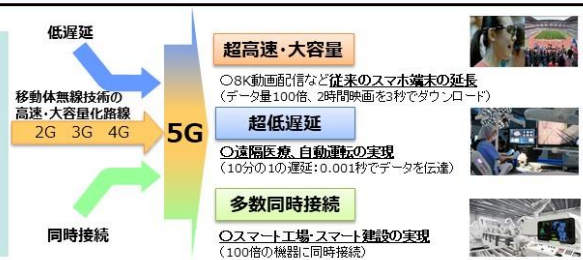
¹ 特定高度情報通信技術活用システムとは、「5G情報通信システム」「ドローン活用システム」など、高度な情報通信技術を活用したシステムのことをいいます。

² 「設備の製作又は建設」を含み、中古品の取得、他の事業の用に使用していたものを転用する場合は対象外となります。なお、固定資産税も「新たに」取得したものが対象となるので、同様の取扱いです。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の概要

1. 背景

- デジタル技術の急速な発展や我が国を取り巻く国際経済環境等の変化に伴い、**Society5.0の実現に不可欠な社会基盤となる特定高度情報通信技術活用システム（5G、ドローン）のサイバーセキュリティ等を確保しながら、その適切な開発供給及び導入を行う重要性が増大。**
- このため、我が国における産業基盤を構築することの重要性も踏まえ、**特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入を促進するための措置**を講ずることにより、**サイバーセキュリティ等を確保しつつ特定高度情報通信技術活用システムの普及を図る必要。**



2. 法律の概要

基本理念【第3条第1項関係】

①特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等が、**サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われること**を基本とし、我が国における②特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る**産業の国際競争力の強化**並びに③特定高度情報通信技術活用システムの活用による**新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資すること**等を明記。

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する指針の策定【第6条関係】

一同指針には、特定高度情報通信技術活用システムの

- ・**サイバーセキュリティの確保**
- ・**適切な開発供給及び導入の重要性**等について明記。

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入計画の認定【第7条～第10条関係】

特定高度情報通信技術活用システムの

- ・開発供給の計画（**開発供給計画**）の認定
- ・導入の計画（**導入計画**）の認定

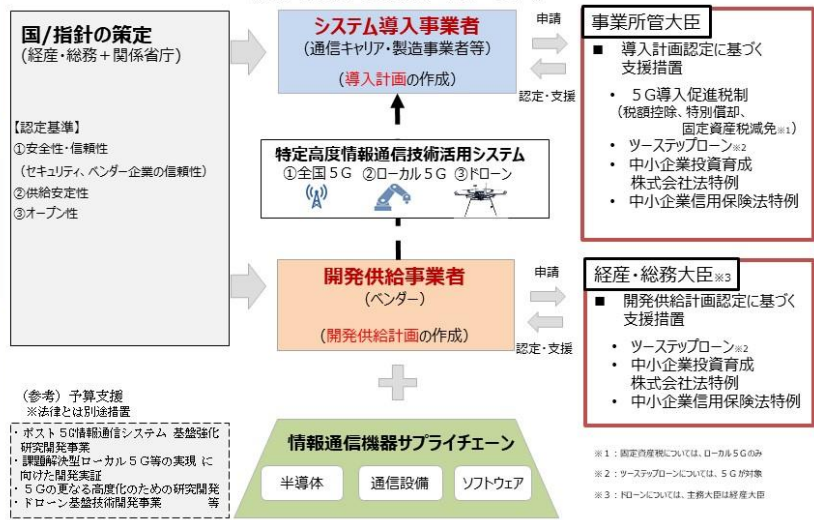
の制度を創設。認定に当たっては指針との適合性を確認。

(3) 特定高度情報通信技術活用システムの普及のための支援措置【第13条～第28条関係】

当該認定計画に係る事業について、以下の措置を講ずる。

- ① **日本政策金融公庫の業務の特例（ツーステップローン）**【第13条～第24条関係】
- ② **中小企業投資育成株式会社法の特例**【第26条関係】
- ③ **中小企業信用保険法の特例**【第27条関係】
- ④ **課税の特例（5G導入促進税制）**【第28条関係】

【講ずる措置の全体像（イメージ）】



(2) 制度利用のポイント

【ポイント1】計画実行のための税制措置をご用意

認定導入計画に基づき取得した5G情報通信システムに係る一定の設備について、法人税等の特例措置を受けることができます。本制度の税制措置は、要件を満たせば業種及び資本金規模を問わず、幅広くご活用いただくことができます。なお、詳細については租税特別措置法をご確認ください。

○法人税・所得税 : 税額控除15%³又は特別償却30%

○固定資産税^{4,5} : 課税標準1/2（取得後3年間）

³ 大企業等は、以下のいずれにも該当しない場合（その事業年度の所得の金額が前事業年度の所得の金額以下である場合等を除く。）には、本税制による税額控除の規定を適用しないこととされています。

a) 継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

b) 国内設備投資額が当期償却費総額の30%を超えること。

⁴ 固定資産税の特例措置の適用にあたっては、「地域課題の解決に資すると市町村長が同意のうえで総務大臣が認めたもので、取得価額の合計額が3億円以下のものに限る」との要件が設定されています。

⁵ ローカル5Gの無線局のうち、地域社会の諸課題の解決に寄与するものとして電波法に基づく無線局免許を付与された場合に限りです。

【ポイント2】計画実行のための金融支援措置をご用意

開発供給計画の認定を受けた事業者及び導入計画の認定を受けた事業者は、下記の金融支援措置を受けることができます。なお、各支援措置の具体的な制度概要や要件は次項をご確認ください。

- 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）
- 中小企業投資育成株式会社法の特例
- 中小企業信用保険法の特例
- 株式会社日本政策金融公庫（国民・中小企業）の貸付

（3）本制度の対象となる事業者

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行おうとする事業者は、開発供給計画や導入計画を作成し、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針」（令和2年総務省・財務省・経済産業省告示第1号）に定める要件等を満たすことで、認定を受けることができます。

開発供給等に係る計画を策定して認定を受けた場合は、次の支援措置を受けることができます。

①税制支援措置

青色申告書を提出する法人で法第28条に規定する認定導入事業者該当するものが、認定導入計画に記載された適用対象設備を取得等した場合、税制支援を受けることができます⁶。なお、認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入について、「法第28条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準」（令和2年総務省・経済産業省告示第3号）に定める基準（下記のいずれにも該当すること。）に適合することについて主務大臣の確認を受けることが必要です。

- 電波法（昭和25年法律第131号）第2条第5号に規定する無線局の免許を受けた者が当該免許に係る無線通信の業務の用に供するために導入した特定高度情報通信技術活用システムであること。
- 当該特定高度情報通信技術活用システムの保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制を確保するため、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入に係る認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有しているものであること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者⁷との提携等により保守及び管理を実施できる体制を確保しているものであること。
- （全国5Gシステムのみ）当該特定高度情報通信技術活用システムに係る電波法第27条の12第1項に規定する特定基地局（同項第1号に係るものに限る。以下同じ。）が、同法第27条の13第1項の規定に基づき認定された特定基地局の開設に関する計画（第五世代移動通信システ

⁶ 連結納税制度においても、同様の措置が講じられています（租税特別措置法第68条の15の6の2）。

⁷ 5Gシステムの開発供給を行う事業者に限ります。

ムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成31年総務省告示第24号。以下「開設指針」という。）に係るものに限る。）に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び開設指針第1項第14号に規定する5G高度特定基地局を除く。）の開設時期が属する年度（4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる期間）より前の年度に開設されたものであること。

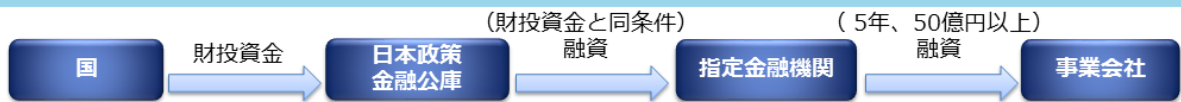
※年度別・市町村別に、開設計画の最終年度に記載された特定基地局の数を上限として、開設された特定基地局のうち開設計画に記載された基地局数を超えた後に開設された特定基地局であることが必要となります。

②金融支援措置

開発供給計画の認定を受けた事業者及び導入計画の認定を受けた事業者は、株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）や中小企業投資育成株式会社法の特例、中小企業信用保険法の特例、株式会社日本政策金融公庫（国民・中小企業）の貸付といった金融支援措置を受けることができます。具体的な制度概要や要件は次頁をご確認ください。

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給・導入に係るツーステップローン制度

- 指定金融機関が、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給又は導入を行う事業者に対し、長期・低利の融資を実施。
- 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給・導入には、相当規模の設備投資が必要であることに加え、回収に相応の期間を要する事業であり、民間金融機関のみでは資金需要に十分に対応することは困難である。
- そのため、融資制度により民間金融機関の補完を行い、長期安定的な資金を確保することが必要。



融資要件

政策金融として民業補完性を徹底する観点から、融資の対象となる企業の取り組みに関して、主に以下の要件・条件を設定。

- ※ 下記の要件・条件を満たす取組が融資の対象となりうるが、実際に融資を受けられるかどうかは、主務大臣による審査とは別に、指定金融機関による与信審査が必要。
- ※ 貸付利率は、指定金融機関が公庫から借入を行う際の資金調達コスト及び貸付先の事業会社の担保や財務状況等によって決定。

計画要件	貸付要件	貸付条件
✓以下のいずれかについて主務大臣の計画認定を受けていること。 (1) 導入計画： 設備導入を行う事業者が計画を申請 (2) 開発供給計画： 開発供給を行う事業者が計画を申請	規模要件： ✓事業計画に必要な資金規模が 原則50億円以上 ✓融資期間：貸付期間が 5年以上 協調融資：原則、他の金融機関からの協調融資が得られること。	禁止事項：貸付金をもって、既存の債務の弁済に充てるものでないこと。 資金使途：資金使途は、認定計画に記載されたものであること。 償還方法： ✓割賦償還又は一括償還 ✓必要に応じて措置期間を設けることができる。

中小企業投資育成株式会社法の特例

- 中小企業投資育成株式会社は、中小企業の自己資金の充実を促進し、その健全な成長、発展を図るための投資等の事業を行うことを目的とする、政策実施機関。
- 中小企業投資育成株式会社の新規投資の対象は、資本金が3億円以下の株式会社に限定されているところ、特定高度情報通信技術活用システムの**計画認定を受けた事業者であれば、資本金が3億円以上の株式会社であっても新規投資の対象となるような特例措置**を講ずる。

【中小企業投資育成株式会社法の特例措置】

■ 特例措置の対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

- ① 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業及び
- ② 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

■ 特例措置の内容

対象の事業者が、

- ① 資本金が3億円を超える株式会社を設立する場合
 - ② 資本金が既に3億円を超えている株式会社である中小企業者が株式等を発行する場合
- に、中小企業投資育成株式会社による、以下の直接投資支援の対象とする。

- 株式会社の設立に際し発行される株式の引受け及び保有
- 増資に際して発行される株式の引受け及び保有
- 新株予約権の引受け及び保有
- 新株予約権付社債の引受け及び保有

中小企業信用保険法の特例

- 計画認定を受けた中小企業者が、民間金融機関を利用して信用保証付き融資を受ける際、中小企業信用保険法の特例により、一般枠とは別枠の保証等を措置

【中小企業信用保険法の特例措置】

■ 特例措置の対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

- ① 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業
又は
② 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

■ 特例措置の内容

○ 付保限度額

保険の種類	通常適用される付補限度額	本法の特例措置によって適用される付保限度額
普通保険	2億円	左記とは別に2億円 (左記と併せて合計4億円まで)
無担保保険	8000万円	左記とは別に8000万円 (左記と併せて合計1億6000万円まで)
特別小口保険	2000万円	左記とは別に2000万円 (左記と併せて合計4000万円まで)

○ 保険料の特例

信用保険法の特例により借入時の信用保証料をリスク区分に関わらず一律料率とする。
(信用保証料は各信用保証協会所定)

日本政策金融公庫の特別貸付

- 計画認定を受けた中小企業者が、認定を受けた計画に沿って開発供給や導入を行う際の設備導入資金等について、日本政策金融公庫から融資を受けられる金融支援制度を措置。

【日本政策金融公庫の特別貸付】

■ 貸付対象

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律において、

- ① 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定を受けた中小企業
又は
② 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けた中小企業

■ 資金使途

認定を受けた計画に基づき行われる5Gシステムやドローンシステムの開発供給・導入に必要な設備導入等

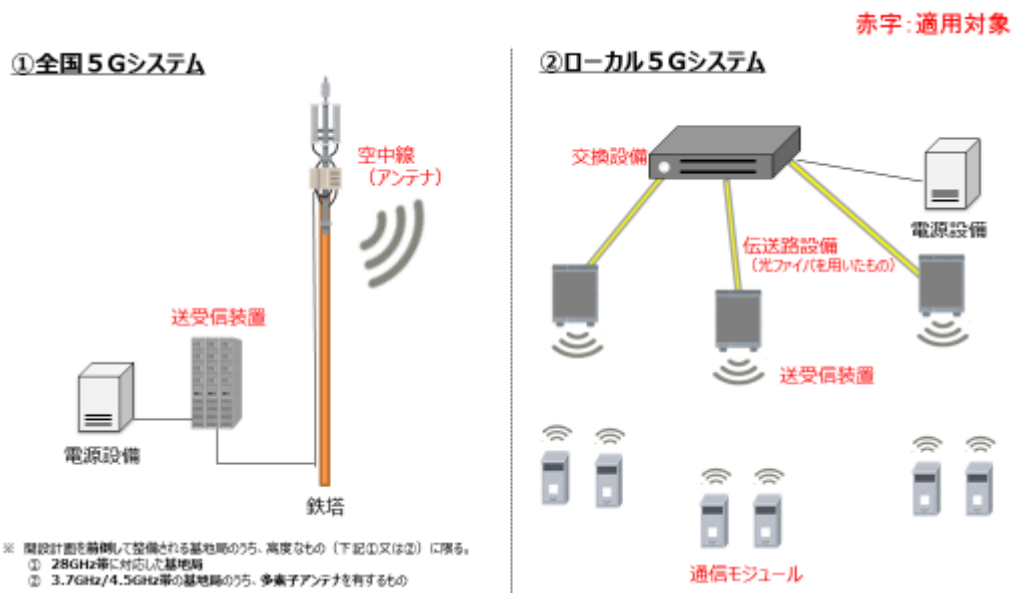
■ 主な貸付条件

貸付限度額	中小企業事業: 7億2000万円(うち運転資金2億5000万円) 国民生活事業: 7200万円(うち運転資金4800万円)
貸付利率 (特別利率③)	基準利率▲0.90% (下限は0.30%)
貸付期間 (据置期間)	設備資金20年以内(うち2年以内)、 運転資金 7年以内(うち2年以内)

(4) 支援措置の対象

①税制支援措置

導入計画の認定を受けた特定高度情報通信技術活用システムを構成する設備のうち、税制措置の適用対象となるのは、当該特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たす次の設備⁸となります。



全国5Gシステム ⁹	ローカル5Gシステム ¹⁰
○ 全国5Gの基地局の無線設備 (アンテナを含む) ¹¹ (例: 送受信装置、アンテナ) ・ラジオユニットの電気通信設備(RU) ・ディストリビューテッドユニットの電気通信設備(DU) ・セントラルユニットの電気通信設備(CU)	○ ローカル5Gの基地局の無線設備(例: 送受信装置) ○ 自営等BWAの基地局の無線設備 ¹² ○ 交換設備(オンプレミス型 ¹³ のみ) ○ 伝送路設備(光ファイバを用いたもののみ) ¹⁴ ○ 陸上移動局の無線設備(通信モジュールのみ)

⁸ 「法第28条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるもの」(令和2年総務省・経済産業省告示第4号)に規定されています。

⁹ 導入計画の認定にあたって、導入を行う無線設備は、開発供給計画の認定を受けたものであることが必要となります。

¹⁰ 導入計画の認定にあたって、導入を行う無線設備、交換設備及び伝送路設備は、開発供給計画の認定を受けたものであることが必要となります。

¹¹ 高度な通信技術により通信を行うもの(①28GHz帯に対応した基地局又は②3.7GHz/4.5GHz帯の基地局のうち、多素子アンテナを有するもの)に限ります。

¹² ローカル5Gシステムの制御信号の送受信のために用いられるものに限ります。

¹³ 本税制においては、単独のローカル5G免許に使用される交換設備をオンプレミス型の交換設備とし、複数のローカル5G免許に使用される交換設備をクラウド型の交換設備としています。(ただし、一団の土地において複数のローカル5G免許が存在する場合はオンプレミス型の交換設備として扱います。)

¹⁴ 専ら交換設備と基地局間の通信に使用するものに限ります。

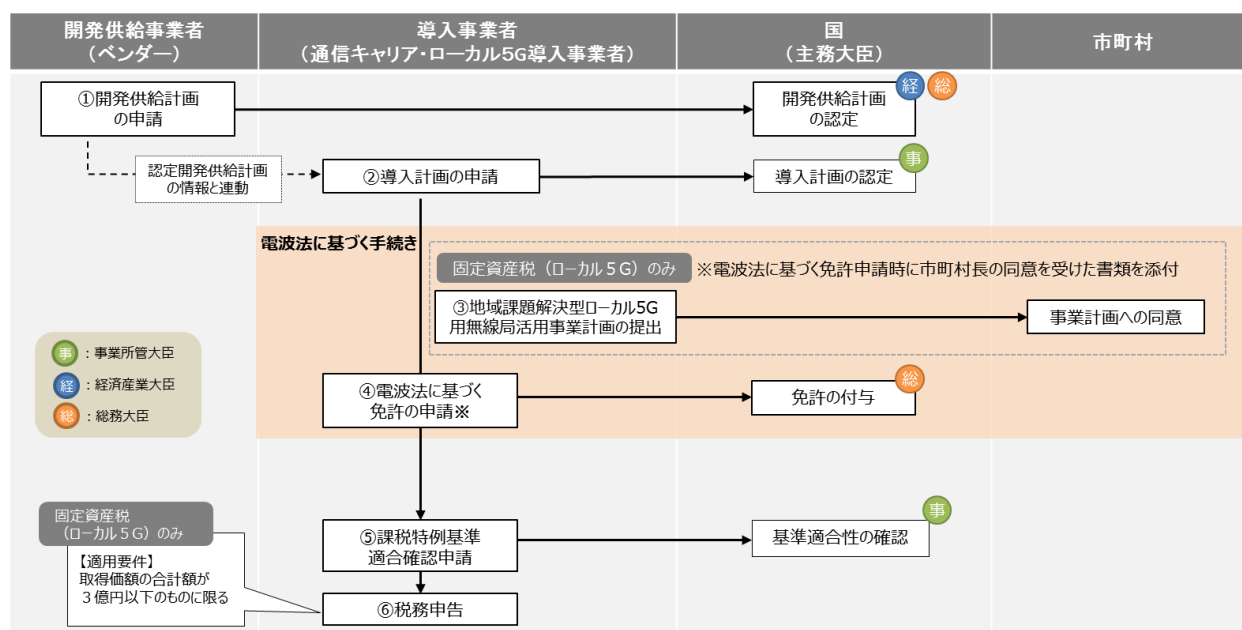
②金融支援措置

- 株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）：計画認定を受けた事業者に対するツーステップローン制度を新設
- 中小企業投資育成株式会社法の特例：計画認定を受けた事業者であれば、資本金が3億円以上の株式会社であっても制度の対象となるような特例措置
- 中小企業信用保険法の特例：計画認定を受けた中小企業者が、民間金融機関を利用して信用保証付き融資を受ける際、中小企業信用保険法の特例により一般枠とは別枠の保証等を措置
- 株式会社日本政策金融公庫（国民・中小企業）の貸付：認定を受けた計画に基づき行われる5Gシステムやドローンシステムの開発供給・導入に必要な設備導入等

※金融支援措置を受けるためには、計画認定を受けた後に各金融機関等に相談ください。

（５）税制措置適用までの流れ

税制措置の適用を受けるにあたっては、下記のとおり開発供給事業者やシステム導入事業者がそれぞれ手続きを行っていただく必要がございます。



① 開発供給計画の申請

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行おうとする事業者（開発供給事業者）は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画を作成し、総務省及び経済産業省に提出することで、その認定を受けることができます。

② 導入計画の申請

特定高度情報通信技術活用システムの導入を行おうとする事業者（システム導入事業者）は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画

を作成し、システムの利用目的に応じた事業所管省庁に提出することで、その認定を受けることができます。

- 導入計画の認定にあたっては、開発供給計画の認定を受けたシステムの導入であることが原則となります。
- 税制措置の適用を受けるにあたっては、電波法に基づく免許を受けることが必要となります。導入計画の申請及び認定にあたっては、それまでに免許が交付されていることは要しませんが、導入する無線設備の電波法関係法令への適合性、予定の事業実施区域での周波数の割当ての可能性等については、あらかじめ管轄する総合通信局等にご相談ください。

③ 地域課題解決型ローカル 5 G 用無線局活用事業計画の提出（固定資産税のみ）

地域社会の諸課題の解決に寄与するものとしてローカル 5 G の無線局を開設する場合は、事業実施区域が含まれる市町村へ地域課題解決型ローカル 5 G 用無線局活用事業計画を提出し、当該事業計画に関する市町村長の同意を得る必要があります。

④ 免許の申請

全国 5 G またはローカル 5 G の無線局を開設するにあたっては、電波法第四条に基づき、総務大臣（管轄の総合通信局等）の免許を受ける必要があります。

- 固定資産税の特例措置の適用にあたっては、電波法に基づく無線局免許申請時に、③の事業計画及び市町村同意の回答書（市町村長の公印つき）のコピーの添付が必要となります。

⑤ 課税特例基準適合確認申請

税制措置の適用を受けるにあたっては、認定導入計画に従って導入した特定高度情報通信技術活用システムが、特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものであるとして、事業所管省庁の確認を受ける必要があります。

- 対象設備を事業の用に供した後（固定資産税については取得後）、税務申告までの間に、導入計画の認定を受けた事業所管省庁に申請し、確認書の交付を受けてください。
- 確認書の交付が税務申告までに間に合わないことにより課税の特例が適用できない場合もありますので、確認申請は余裕をもって行ってください。申請から確認書の交付までは 1 か月程度見込んでおくようお願いします。

⑥ 税務申告

⑤で課税特例の基準に適合すると認められた場合には、税務申告において税制上の優遇措置の適用を受けることができます。

税制上の優遇措置の適用を受けるためには、確定申告書等に申告書別表等及び⑤で取得した確認書の写しを添付する必要があります。

なお、本申請要領の対象は②、③、⑤に関する手続です。

2. 手続き方法

(1) 申請書の作成

申請書様式類は以下の URL からダウンロードできます。

導入計画

総務省 HP : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html

経済産業省 HP : https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/laws/5g_drone.html

地域課題解決型ローカル 5 G 用無線局活用事業計画

総務省 HP : https://5gmf.jp/wp/wp-content/uploads/2020/03/local-5g-manual1-2_2.pdf
(P84～)

基準適合性確認申請書

総務省 HP : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/top/local_support/ict/support/index.html

経済産業省 HP : https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/joho/laws/5g_drone.html

(2) 導入計画の申請

【申請書作成上のポイント】

- ★1 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針に照らし、安全性・信頼性、供給安定性、オープン性が適切に確保されていること。
- ★2 5 G システムの導入等が、円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- ★3 申請書の作成にあたっては、必ず「4. 申請書の記載方法」をご覧ください。

導入計画の認定を受ける場合は、以下の手続きに従って申請を行ってください。

- ① 申請書（様式第一）に必要事項をご記入いただき、必要な添付書類（4. 申請書の記載方法を確認ください）とともに、事業所管省庁に、申請書を郵送または直接提出してください。事業所管省庁の判断については、以下の「事業所管省庁の例」を参考にしてください。

【事業所管省庁の例（一部のみ掲載）】

5 G システムの利用目的	日本標準産業分類（中分類）	事業所管省庁
警備業	その他の事業サービス業 92	警察庁
銀行業	銀行業 62	金融庁
電気通信事業、インターネットサービス	通信業 37	総務省
放送業	放送業 38	総務省

酒類の製造	飲料・たばこ・飼料製造業 10	財務省・経済産業省
博物館	その他の教育、学習支援業 82	文化庁
自動車製造業	輸送用機械器具製造業 31	経済産業省
情報通信機器製造業	情報通信機械器具製造業 30	経済産業省
農林水産業	農業 01 林業 02 漁業 03 水産養殖業 04	農林水産省
飲食料品製造業	食料品製造業 09 飲料・たばこ・飼料製造業 10	農林水産省
飲食店	飲食店 76	農林水産省
建設に関する事業	総合工事業 06	国土交通省
造船に関する事業	輸送用機械器具製造業 31	国土交通省
医療に関する事業	医療業 83	厚生労働省
廃棄物処理業	廃棄物処理業 88	環境省

(注1) 5Gの基地局の開設の目的が「電気通信業務用」となる場合、「一般業務用」であって、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第164条第1項第1号又は同項第2号に規定する電気通信事業に用いる場合の日本標準産業分類における中分類の記載は、「通信業 37」になります。

例えば、集合住宅における情報伝送のラストワンマイルや、スマートファクトリー、スマート農業などにおいて、設備メーカーやシステム構築事業者などが、ローカル5Gシステムの導入事業者として、当該システムを活用する建物または土地の所有者の代わりに免許人となる場合が該当します。

なお、設備メーカーやシステム構築事業者などが、ローカル5Gの提供にあたって電気通信事業法の手続（登録・届出）を要するかについては、導入計画の申請前に、各総合通信局等の電気通信事業課に相談を行ってください。

(注2) 2以上の主務大臣に申請書を提出する場合には、いずれかの主務大臣を経由して他の主務大臣に提出することができることとされており、申請者側から直接複数の所管省庁に申請書を提出する必要はありません。

- ② 申請に係る導入計画が認定の要件に適合すると認められる場合は、申請書類を提出してから通常1か月以内（追加提出書類がない場合）に主務大臣が認定を行い、申請者に対して認定書（様式第三）が交付されます。また、認定後に申請者の名称や導入計画の概要が公表されます。

【申請書類】¹⁵※提出部数は申請先の主務大臣数による。

- 申請書（様式第一）
- 添付資料（4. 申請書の記載方法を確認ください）

¹⁵ ここに記載した書類のほか、当該申請に係る計画が認定の要件を満たしていることを確認するために、主務大臣が書類の提出を求めることがあります。

○ 返信用封筒¹⁶（レターパックなど到着確認ができるものを推奨）

③ 申請単位

- 導入計画は、事業単位での申請となります。1つの事業を複数に分けて申請することはできません。
- 導入計画認定の最小単位は以下のとおりであり、これらの設備が必ず含まれている必要があります。
 - 全国5Gの場合：5G方式基地局設備（CU、DU、RU）及び交換設備
 - ローカル5Gの場合：特定基地局以外の5G方式基地局設備及び交換設備

④ 開発供給計画の認定の前置

- 全国5Gの場合「無線設備（5G方式基地局設備（CU、DU、RU、外付けアンテナ）」、ローカル5Gの場合「無線設備（特定基地局以外の5G方式基地局設備、自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、陸上移動局の無線設備（通信モジュール）」、交換設備及び伝送路設備（光ファイバ）」が含まれている場合、当該設備は必ず開発供給計画の認定を受けている必要があります。開発供給計画の認定を受けた設備等の詳細については、総務省・経済産業省が公表する認定開発供給事業者を確認の上、申請書様式第一「4（1）①認定開発供給計画に係る設備等の詳細」に該当する開発供給計画認定番号及び型番・型式を記載してください。

⑤ 導入計画に記載すべき設備：導入計画に記載すべき設備は以下のとおりです。

- 全国5Gの場合：5G方式基地局設備（CU、DU、RU）及び交換設備並びに、これらの設備と一体として運用されるアンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備
- ローカル5Gの場合：特定基地局以外の5G方式基地局設備及び交換設備並びに、これらの設備と一体として運用される自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、伝送路設備（光ファイバ）、5G方式陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

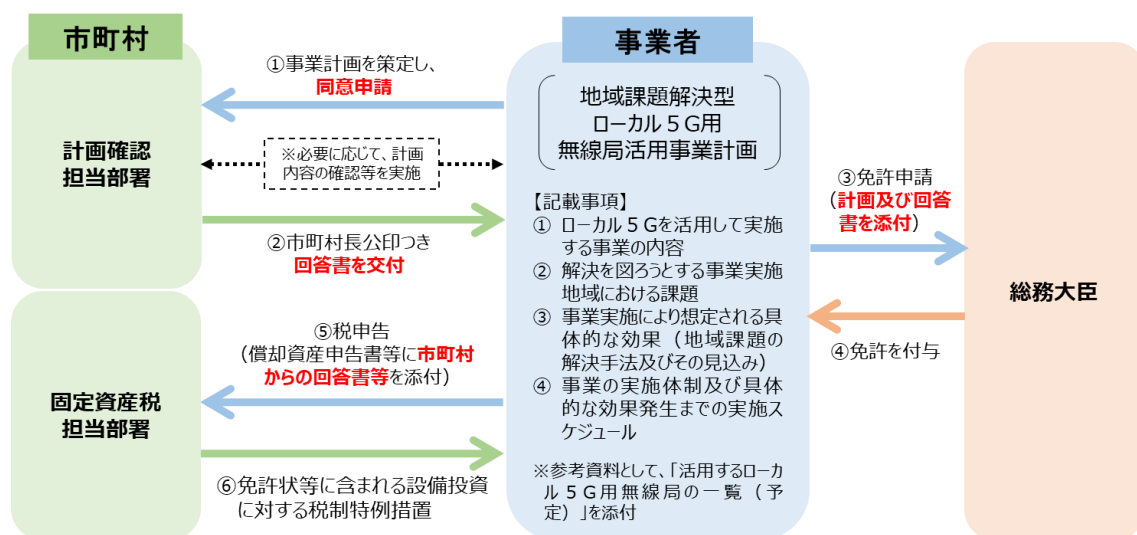
（3）地域課題解決型ローカル5G用無線局活用事業計画の同意申請

地域社会の諸課題の解決に寄与するものとしてローカル5Gの無線局を運用する場合は、以下の手続きに従って自治体に地域課題解決型ローカル5G用無線局活用事業計画の同意申請を行ってください。

- ① 地域課題解決型ローカル5G用無線局活用事業計画の同意申請書に必要事項をご記入いただき、必要書類（活用するローカル5G用無線局の一覧（予定））を添付のうえ、申請書類を事業実施区域が含まれる市町村へ提出してください。

¹⁶ A4の認定書を折らずに返送可能なもの。返送用の宛先を記載し、切手（申請書類と同程度の重量のものが返送可能な金額）を貼付。ただし、認定書を窓口まで直接受け取りに来る場合は不要です。

- ② 申請に係る計画が事業実施区域における地域社会の諸課題の解決に寄与するか否かを市町村が確認し、申請者に回答（同意又は不同意）します。市町村から「地域社会の諸課題の解決に寄与する事業計画である」旨の回答書の交付を受けた場合は、当該計画及び市町村からの回答書のコピーをローカル5G用無線局の免許申請時に添付するとともに無線局事項書の備考欄に「地域社会の諸課題の解決に寄与するものに該当する」旨を記載し、総務大臣（管轄の総合通信局等）に提出してください¹⁷。
- ③ 市町村から「地域社会の諸課題の解決に寄与する事業計画である」旨の回答書の交付を受け、総務大臣（管轄の総合通信局等）よりローカル5Gの無線局免許を付与された事業者は、一定のローカル5G設備について、固定資産税の特例措置の適用が受けられます。



【申請書類】

- 同意申請書
- 活用するローカル5G用無線局の一覧（予定）

（４）基準適合性の確認申請

基準適合性の確認申請にあたっては、以下の手続きに従って申請を行ってください。

- ① 確認申請書（様式第一）に必要事項を記入いただき、必要書類（様式第二の一又は第二の二、様式第三並びに別表第一及び第二に掲げる申請添付書類）を添付のうえ、導入計画の認定を受けた事業所管省庁に、郵送または直接提出してください。

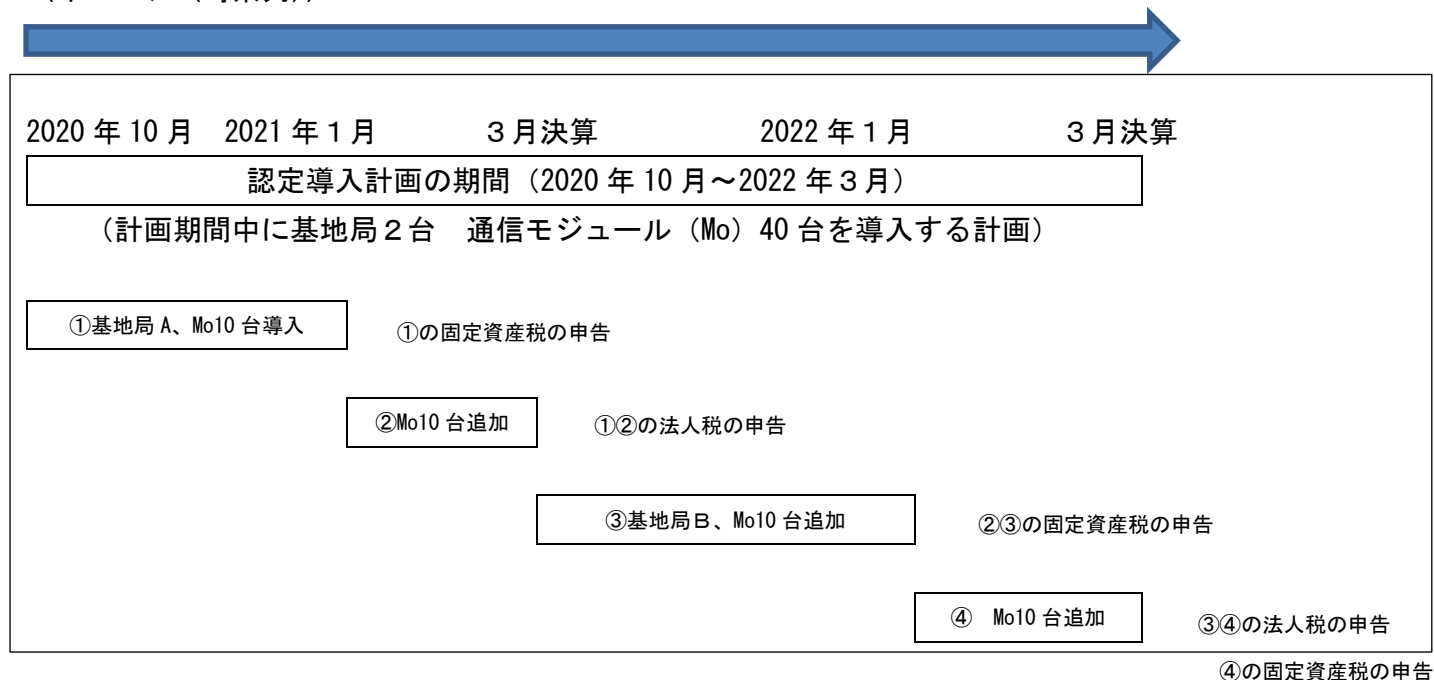
¹⁷ 「地域社会の諸課題の解決に寄与する事業計画である」旨の回答書の交付を受けられない場合であっても、ローカル5G用無線局の免許申請は可能です。

- ② 申請に係る特定高度情報通信技術活用システムが確認基準に適合すると認められる場合は、その旨が確認申請書に記載され、当該申請に係る確認書として申請者に交付されます。

なお、課税特例の適用を受けるためには、対象設備の事業供用後（固定資産税については取得後）、税務申告までに確認書の交付を受ける必要があります。

従いまして、確認の最小単位は設備ごととし、認定導入計画に従って行われる導入の時期と税務申告のタイミングに応じて、基準適合性の確認申請を行う必要があります。

（イメージ（時系列））



本例では、4回に分けて基準適合性の確認を実施。

【申請書類】※提出部数は正本副本の2通。

- 確認申請書（様式第一）
- 申請添付書類（様式第二の一又は第二の二、様式第三並びに別表第一及び第二に掲げる書類）
- 返信用封筒¹⁶（レターパックなど到着確認ができるものを推奨）

（５）税務申告

【法人税等の場合】

- ・ 税務申告に際しては、確定申告書等に「①基準適合性の確認書の写し」、「②設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類」を添付してください。

【固定資産税の場合】

- ・ 対象設備が所在する市町村の課税部局への税務申告に際しては、償却資産申告書等に「①基準適合性の確認書の写し」、「②基準適合性の申請添付書類（様式第二の二、様式第三、別表第一・別

表第二に掲げる書類)」、「③地域課題解決型ローカル 5 G 用無線局活用事業計画の同意申請書の写し」、「④市町村からの回答書の写し」を添付してください。

(※同一の導入計画において、設備の取得が複数年にまたがり、後年に追加で確認申請を行う場合には、「取得価額の合計額が 3 億円以下」という要件を確認する観点から、後年の税務申告において、前年及び後年分の①及び②を提出してください。(例：「A. 2020 年 12 月 1 日に 1 億円の設備取得」を行ったのち、同一の導入計画内の事業で「B. 2021 年 4 月 30 日に追加で 5 千万円の設備取得」を行う場合には、まず、2021 年 1 月の税務申告において A に係る①及び②を添付し、次に 2022 年 1 月の税務申告において A 及び B に係る①及び②を添付することとなります。)

(6) 導入計画の変更申請

認定を受けた導入計画を変更するときは、あらかじめ、主務大臣の認定を受けなければなりません。特に、認定を受けた計画に記載された設備の変更・追加等は軽微な変更には該当しませんので、必ず変更申請を行ってください。

一方で、法第 9 条第 3 項の認定基準に照らし、認定を受けた申請書の趣旨を変えないような軽微な変更について、変更申請は不要です。この場合は、変更後速やかに軽微な変更の届出書（様式第六）の提出を行ってください。

変更申請が必要な変更の例	変更申請が不要な変更の例
○ 特定高度情報通信技術活用システムの種別追加 ○ 事業概要の変更 など	○ 設備名称の変更 ○ 代表者の変更、連絡先担当者の変更 など

軽微な変更該当するか判断がつかない場合は、計画の認定を受けた事業所管省庁にご確認ください。

【申請書類】

- 変更申請書¹⁵（様式第七）
- 認定を受けた計画の写し
- 返信用封筒¹⁶（レターパックなど到着確認ができるものを推奨）

(7) 基準適合性確認の変更確認申請

交付を受けた確認書及び申請添付書類に記載された事項を変更したときは、変更確認申請書に当該変更に係る申請添付書類を添えて、主務大臣の確認を受けなければなりません。

例えば、設備等の設置場所の変更を行った場合や事業供用前に固定資産税の申告のために基準適合性確認を受け、その後事業供用を行った場合は、法人税等の申告のため変更確認申請を行ってください。

【申請書類】

- 変更確認申請書（様式第四）
- 当該変更に係る申請添付書類
- 返信用封筒¹⁶（レターパックなど到着確認ができるものを推奨）

3. 導入計画に関する申請窓口

【全国5G】

総務省 総合通信基盤局電波部 移動通信課 TEL：03-5253-5893

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

【ローカル5G】

P 1 1, 1 2に記載の事業所管省庁の例をご確認いただき、導入計画に係る事業の事業所管省庁毎に、主たる基地局の送信所の所在地を管轄する地方局や主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する地方局宛てに、それぞれ申請いただくようお願い致します。

申請窓口が不明な場合は、総務省情報流通行政局デジタル経済推進室又は経済産業省商務情報政策局情報産業課にお問合せください。

（※なお、地域課題解決型ローカル5G用無線局活用事業計画の同意申請に関する内容については、総務省情報流通行政局デジタル経済推進室（TEL：03-5253-5757）にお問合せ下さい。）

【総務省】

主たる基地局の送信所の所在地を管轄する総合通信局等へ申請してください。

地方局名	住 所	電話番号・メールアドレス
北海道総合通信局 情報通信連携推進課	〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第一合同庁舎	011-709-2311 ict_renkei-hokkaido@soumu.go.jp
東北総合通信局 情報通信連携推進課	〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第二合同庁舎	022-221-0609 suishin-toh@ml.soumu.go.jp
関東総合通信局 情報通信連携推進課	〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第三合同庁舎	03-6238-1683 ka-kanto@soumu.go.jp
信越総合通信局 情報通信振興室	〒380-8795 長野市旭町1108 長野第一合同庁舎	026-234-9933 shinetsu-event@soumu.go.jp
東海総合通信局 情報通信連携推進課	〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9316 tokai-renkei-kenkyu@soumu.go.jp
北陸総合通信局 情報通信振興室	〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎	076-233-4431 hokuriku-shinkou@soumu.go.jp
近畿総合通信局 情報通信連携推進課	〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	06-6942-8584 kinki-5gzeisei@soumu.go.jp

中国総合通信局 情報通信連携推進課	〒730-8795 広島市中区東白島町 19-36	082-222-3471 renkei-chugoku@soumu.go.jp
四国総合通信局 情報通信振興課	〒790-8795 松山市味酒町 2 丁目 14-4	089-936-5061 shikoku-chousei@soumu.go.jp
九州総合通信局 情報通信連携推進課	〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1	096-326-7318 renk@ml.soumu.go.jp
沖縄総合通信事務所 情報通信課	〒900-8795 沖縄県那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 5 階	098-865-2304

【経済産業省】

主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する経済産業局へ申請してください。

地方局名	住 所	電話番号・メールアドレス
北海道経済産業局 製造・情報産業課	〒060-0808 札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎	011-700-2253 hokkaido-seizojoho@meti.go.jp
東北経済産業局 製造産業・情報政策課 (デジタル政策担当)	〒980-8403 仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-4895 thk-joho@meti.go.jp
関東経済産業局 デジタル経済課	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1 さいたま新都心合同庁舎 1 号館	048-600-0284 kanto-it@meti.go.jp
中部経済産業局 次世代産業課情報政策室	〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸 2-5-2	052-951-0570
近畿経済産業局 次世代産業・情報政策課	〒540-8535 大阪府中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎 1 号館	06-6966-6008
中国経済産業局 製造・情報産業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀 6 番 30 号 広島合同庁舎 2 号館	082-224-5630 cgk-it@meti.go.jp
四国経済産業局 製造産業・情報政策課	〒760-8512 香川県高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館	087-811-8520 sik-information@meti.go.jp
九州経済産業局 情報政策課デジタル経済室	〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東 2 丁目 11 番 1 号 福岡合同庁舎本館	092-482-5440 kyushu-iot@meti.go.jp

沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1730
-----------------------	--	--------------

【送信装置の設置場所を管轄する総合通信局等・主たる事務所（本社等）の所在地を管轄する経済産業局の対比表】

管轄区域	総務省 総合通信局	経済産業省 経済産業局
北海道	北海道総合通信局 情報通信連携推進課	北海道経済産業局 製造・情報産業課
青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	東北総合通信局 情報通信連携推進課	東北経済産業局 製造産業・情報政策課 (デジタル政策担当)
茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県	関東総合通信局 情報通信連携推進課	関東経済産業局 デジタル経済課
新潟県、長野県	信越総合通信局 情報通信振興室	
静岡県	東海総合通信局	
岐阜県、愛知県、三重県	情報通信連携推進課	中部経済産業局
富山県、石川県	北陸総合通信局	次世代産業課情報政策室
福井県	情報通信振興室	近畿経済産業局 次世代産業・情報政策課
滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	近畿総合通信局 情報通信連携推進課	
鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県	中国総合通信局 情報通信連携推進課	中国経済産業局 製造・情報産業課
徳島県、香川県、愛媛県、 高知県	四国総合通信局 情報通信振興課	四国経済産業局 製造産業・情報政策課
福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	九州総合通信局 情報通信連携推進課	九州経済産業局 情報政策課デジタル経済室
沖縄県	沖縄総合通信事務所 情報通信課	沖縄総合事務局 経済産業部地域経済課

【警察庁】

警察庁 生活安全局 生活安全企画課 TEL:03-3581-0141 (代表)
交通局 交通企画課 TEL:03-3581-0141 (代表)
〒100-8974 東京都千代田区霞が関 2-1-2

【金融庁】

金融庁 総合政策局 総務課 TEL : 03-3506-6000 (内線 : 3979)
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1

【財務省】

(たばこ・塩事業関係)
財務省 理財局 総務課 たばこ塩事業室 TEL : 03-3581-8041 (直通)
〒100-8940 東京都千代田区霞が関 3-1-1
(酒類業関係)
国税庁 酒税課 輸出促進室 TEL : 03-3581-4161 (内 3162)
〒100-8978 東京都千代田区霞が関 3-1-1

【文化庁】

文化庁 企画調整課 TEL : 03-6734-4833
〒100-8959 東京都千代田区霞が関 3-2-2

【厚生労働省】

厚生労働省 大臣官房総務課 TEL : 03-3595-3049
〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

【農林水産省】

農林水産省 大臣官房政策課 技術政策室 TEL : 03-6744-0408
〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

【国土交通省】

主たる事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方整備局、北海道開発局、地方運輸局又は運輸監理部へ申請してください。

(建設に関する事業)

地方局名	住 所	電話番号
北海道開発局 機械課	〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 札幌第一合同庁舎	011-709-2311
東北地方整備局 企画部 施工企画課	〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1	022-225-2171

	仙台合同庁舎 B 棟	
関東地方整備局 企画部 施工企画課	〒330-9724 さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎二号館	048-600-1347
北陸地方整備局 企画部 施工企画課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎一号館	025-280-8866
中部地方整備局 企画部 施工企画課	〒460-8514 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第二号館	052-953-8180
近畿地方整備局 企画部 施工企画課	〒540-8586 大阪市中央区大手前 1-5-44 大阪合同庁舎第一号館	06-6920-6023
中国地方整備局 企画部 施工企画課	〒730-8530 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎二号館	082-511-6358
四国地方整備局 企画部 施工企画課	〒760-8554 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8312
九州地方整備局 企画部 施工企画課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎	092-476-3547
沖縄総合事務局 開発建設部 防災課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎二号館	098-866-1903

(鉄道に関する事業)

地方局名	住 所	電話番号
北海道運輸局 鉄道部 技術課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第二合同庁舎	011-290-2733
東北運輸局 鉄道部 技術課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1	022-791-7528
関東運輸局 鉄道部 技術第一課／技術第二課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7241/ 045-211-7242
北陸信越運輸局 鉄道部 技術課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9153
中部運輸局 鉄道部 技術課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	052-952-8032
近畿運輸局 鉄道部 技術課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6441
中国運輸局 鉄道部 技術課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-228-8798
四国運輸局 鉄道部 技術課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6761
九州運輸局 鉄道部 技術課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-2520
沖縄総合事務局 運輸部 車両安全課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1837

(造船に関する事業)

地方局名	住 所	電話番号
北海道運輸局 海事振興部 旅客・船舶産業課／貨物・港運課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第二合同庁舎	011-290-1011/ 011-290-1013
東北運輸局 海事振興部 海事産業課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	022-791-7512
関東運輸局 海事振興部 旅客課／貨物課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7214/ 045-211-7272
北陸信越運輸局 海事部 海事産業課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9156
中部運輸局鉄道部 海事振興部 旅客課／貨物・港運課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	052-952-8013/ 052-952-8014
近畿運輸局 海事振興部 旅客課／貨物・港運課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6416/ 06-6949-6417
神戸運輸監理部 海事振興部 旅客課／貨物・港運課	〒650-004 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎 5F・6F	078-321-3146/ 078-321-3147
中国運輸局 海事振興部 船舶産業課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-228-3691
四国運輸局 海事振興部 海運・港運課／船舶産業課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6807/ 087-802-6816
九州運輸局 海事振興部 旅客課／貨物課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3155/ 092-472-3156
沖縄総合事務局 運輸部 総務運航課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1836

(港湾に関する事業)

地方局名	住 所	電話番号
北海道開発局 機械課	〒060-8511 札幌市北区北 8 条西 2 札幌第一合同庁舎	011-709-2311
東北地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒980-8602 仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎 B 棟	022-716-0004
関東地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒231-8436 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第二合同庁舎	045-211-7420
北陸地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒950-8801 新潟市中央区美咲町 1-1-1 新潟美咲合同庁舎一号館	025-280-8761
中部地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒460-8517 名古屋市中区丸の内 2-1-36 NUP・フジサワ丸の内ビル	052-209-6329
近畿地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒650-0024 神戸市中央区海岸通 29 神戸地方合同庁舎	078-391-3103
中国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒730-0004 広島市中区東白島町 14-15 NTT クレド白島ビル	082-511-3908
四国地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒760-8554 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8334
九州地方整備局 港湾空港部 海洋環境・技術課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第二合同庁舎	092-418-3380
沖縄総合事務局 開発建設部 港湾空港防災・危機管理課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第二地方合同庁舎二号館	098-866-1906

(港湾運送に関する事業)

地方局名	住 所	電話番号
北海道運輸局 海事振興部 貨物・港運課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 10 札幌第二合同庁舎	011-290-1013
東北運輸局 海事振興部 海事産業課	〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第 4 合同庁舎	022-791-7512
関東運輸局 海事振興部 港運課	〒231-8433 横浜市中区北仲通 5-57 横浜第 2 合同庁舎	045-211-7215
北陸信越運輸局 海事部 海事産業課	〒950-8537 新潟市中央区美咲町 1-2-1 新潟美咲合同庁舎 2 号館	025-285-9156
中部運輸局鉄道部 海事振興部 貨物・港運課	〒460-8528 名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第 1 号館	052-952-8014
近畿運輸局 海事振興部 貨物・港運課	〒540-8558 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館	06-6949-6417
神戸運輸監理部 海事振興部 貨物・港運課	〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第 2 地方合同庁舎	078-321-3147
中国運輸局 海事振興部 貨物・港運課	〒730-8544 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎 4 号館	082-228-3690
四国運輸局 海事振興部 海運・港運課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館	087-802-6808
九州運輸局 海事振興部 港運課	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎新館	092-472-3157
沖縄総合事務局 運輸部 総務運航課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-1836

【主たる事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方整備局、北海道開発局、地方運輸局又は運輸監理部の対比表】

管轄区域	地方整備局等	地方運輸局
北海道	北海道開発局	北海道運輸局
青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	東北地方整備局	東北運輸局
茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、山梨県	関東地方整備局 (長野県南部は中部地方整備局)	関東運輸局
長野県		北陸運輸局
新潟県	北陸地方整備局	
富山県、石川県		
静岡県	中部地方整備局	中部運輸局
岐阜県、愛知県、三重県		
福井県	近畿地方整備局	
滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、 和歌山県		
兵庫県		神戸運輸監理部（鉄道に関する事業は近畿運輸局）
鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	中国地方整備局	中国運輸局
徳島県、香川県、愛媛県、高知県	四国地方整備局	四国運輸局
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	九州地方整備局	九州運輸局
沖縄県	沖縄総合事務局	沖縄総合事務局

【環境省】

環境省大臣官房総務課 TEL : 03-5521-8211

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

（制度全般に関するお問合せ）

総務省情報流通行政局デジタル経済推進室 TEL : 03-5253-5757

経済産業省商務情報政策局情報産業課 TEL : 03-3501-6944

4. 申請書の記載方法

(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

様式第一（第2条第1項関係）

特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

②

主務大臣 名 殿

①

年 月 日

③

住所 名 称 代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム導入計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称 _____
代表者名（事業者が法人の場合） _____
資本金の額又は出資の総額 _____
常時使用する従業員の数 _____

④ 法人番号 _____

⑤ 日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号 _____

⑥ 担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等） _____

⑦ 2 法第28条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請を行う見込みの有無 有 ・ 無

⑧ 3 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標

① 日付は申請書の提出日を記載してください。

② 事業所管大臣を記載してください。

③ 申請者住所は登記事項証明書の本店所在地を記載してください。代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 法人番号は登記事項証明書に記載の会社法人等番号ではなく、13桁の法人番号を記載してください。（ハイフン不要）。個人事業主など、資本金を有しない場合や法人番号が指定されていない場合は、それぞれ記載不要です。

⑤ 日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号は、日本標準産業分類を確認のうえ、該当する中分類の名称と番号（2桁）を記載してください。（二以上に該当する場合は、主たる分類から順に記載してください。）（例：「情報通信機械器具製造業 30」、「機械器具卸売業 54」、「機械等修理業 90」）

⑥ 本計画の記載に関する問合せをさせていただくこともありますので、必ず連絡の取れる連絡先を記載してください。

⑦ 法第28条に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請の対象となる見込みの有無について、記載してください。

⑧ 新事業創出・事業革新による社会課題解決等、5 Gシステムの導入によって実現しようとする目標を、後述の5 Gシステムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保という観点に留意しつつ、全国5 G又はローカル5 Gの別とあわせて記載してください。その際、導入を行うシステムの用途（移動携帯事業用途、製造業工場用途、医療機関用途）、設置予定場所についても、併せて記載してください。

（例）本導入計画におけるローカル5 Gシステムを、当社は「建設に関する事業」として、同計画に記載の通り「安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性を確保」の上、「〇〇県〇〇町の建設工事敷地内」で建設機械間の通信用に使用することで、「同地域及び企業のDXの実現促進などに寄与」するものである。

4 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期

（1）導入を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容

⑨

① 認定開発供給計画に係る設備等の詳細

認定開発供給事業者名	開発供給計画認定番号	種別（注1）	型番・型式

（注1）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

（i）全国5 Gシステムの導入を行う場合

ラジオユニットの電気通信設備、ディストリビューテッドユニットの電気通信設備、セントラルユニットの電気通信設備、交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

（ii）ローカル5 Gシステムの導入を行う場合

特定基地局以外の基地局の無線設備、交換設備、自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、伝送路設備、陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

② 認定開発供給計画に係る設備等以外のものの詳細

メーカー	種別（注2）	型番・型式	主な仕様等

（注2）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

（i）全国5 Gシステムの導入を行う場合

交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

（ii）ローカル5 Gシステムの導入を行う場合

鉄塔、電源設備、その他の附属設備

⑨

【全国5 Gの場合】（記載例は次頁参照）

ラジオユニットの電気通信設備（RU）、ディストリビューテッドユニットの電気通信設備（DU）、セントラルユニットの電気通信設備（CU）及び交換設備の全てを記載してください。

※アンテナ（外付けの場合）、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備は、上記設備と一体として運用されるものであれば、計画認定申請に含めることが可能。

※無線設備（RU、DU、CU。アンテナを含む。）については、開発供給計画の認定を受けたものでなければならない。（開発供給計画の認定を受けた設備の情報等の詳細（型番等）は、経済産業省・総務省より公表される認定開発事業者等にご確認ください。）

【ローカル 5 G の場合】（記載例は次頁参照）

特定基地局以外の基地局の無線設備（RU、DU 及び CU）及び交換設備の全てを記載してください。

※自営等 BWA の基地局の無線設備、伝送路設備、陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備は、上記設備と一体として運用されるものであれば、計画認定申請に含めることが可能。

※無線設備（特定基地局以外の基地局の無線設備（RU、DU 及び CU）、自営等 BWA の基地局の無線設備、陸上移動局の無線設備）、交換設備及び伝送路設備については、開発供給計画の認定を受けたものでなければならぬ。（開発供給計画の認定を受けた設備の情報等の詳細（型番等）は、経済産業省・総務省より公表される認定開発事業者等にご確認ください。）

記載例【全国 5 G の場合】

① 認定開発供給計画に係る設備等の詳細

認定開発供給事業者名	開発供給計画認定番号	種別（注 1）	型番・型式
A 株式会社	2020 開 1 総経第 0001 号-1	ラジオユニットの電気通信設備	A-111-222
B 株式会社	2020 開 1 総経第 0001 号-1	ディストリビューテッドユニットの電気通信設備	B-333-444
A 株式会社	2020 開 1 総経第 0001 号-1	セントラルユニットの電気通信設備	C-555-666
A 株式会社	2020 開 1 総経第 0001 号-1	交換設備	D-777-888
C 株式会社	2020 開 1 総経第 0002 号-1	ラジオユニットの電気通信設備	AB-999-000

※ 1 交換設備は、認定開発供給計画を確認の上、クラウド型、オンプレミス型の区分を記載すること。

② 認定開発供給計画に係る設備等以外のものの詳細

メーカー	種別（注 2）	型番・型式	主な仕様等
D 株式会社	伝送路設備	ABC-11-22	
E 株式会社	鉄塔	DEF-33-44	
E 株式会社	電源設備	GHI-55-66	

（主な仕様等の記載例）

交換設備：小規模交換設備用プログラム。ユーザー管理（データ・接続管理等）、セキュリティ管理（認証、認証鍵の管理等）、移動管理（ユーザーの位置管理等）、システム全体の運用管理（輻輳管理等）機能を実装。

アンテナ：RU に外付けの空中線（種別：アクティブフェーズドアレイアンテナ（平面型）、素子数：16）。

伝送路設備：交換設備と基地局を接続するための専用伝送路（光ファイバ（非零分散シフト・シングルモード型））。

鉄塔：基地局設備（RU）及び空中線を搭載するための Om 鉄塔（耐風圧性 OPa）。

電源設備：基地局設備用電源供給器。（出力容量（VA）： 、入力電圧（V）： 、出力電圧（V）： 、出力電流（A）： 、耐雷性： kV）

その他の附属設備：上記のほか、システムの運用等に必要な附属設備。

（カタログ等の添付）

申請書には、上記①及び②について、型番・型式毎に、導入を行う特定高度情報通信技術活用システムを構成する設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる資料を添付してください。

記載例【ローカル5Gの場合】

①認定開発供給計画に係る設備等の詳細

認定開発供給事業者名	開発供給計画認定番号	種別（注1）	型番・型式
F 株式会社	2020 開 1 総経第 0002 号-1	特定基地局以外の基地局の無線設備	E-999-000
F 株式会社	2020 開 1 総経第 0002 号-1	交換設備	F-111-222
G 株式会社	2020 開 1 総経第 0002 号-1	自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備	G-333-444
G 株式会社	2020 開 1 総経第 0003 号-1	特定基地局以外の基地局の無線設備	H-555-666
G 株式会社	2020 開 1 総経第 0003 号-1	陸上移動局の無線設備	I-777-888

※1 交換設備は、認定開発供給計画を確認の上、クラウド型、オンプレミス型の区分を記載すること。

②認定開発供給計画に係る設備等以外のものの詳細

メーカー	種別（注2）	型番・型式	主な仕様等
H 株式会社	鉄塔	EFG-11-22	
H 株式会社	電源設備	HIJ-33-44	

（主な仕様等の記載例）

鉄塔：基地局設備(RU)及び空中線を搭載するためのOm鉄塔（耐風圧性OPa）。

電源設備：基地局設備用電源供給器。（出力容量(VA)： 、入力電圧(V)： 、出力電圧(V)： 、出力電流(A)： 、耐雷性： kV)

その他の附属設備：上記のほか、システムの運用等に必要な附属設備。

（カタログ等の添付）

申請書には、上記①及び②について、型番・型式毎に、導入を行う特定高度情報通信技術活用システムを構成する設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要が分かる資料を添付してください。

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

項目		確保措置の内容
安全性・信頼性	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、事業所管省庁に対して速やかに報告を行うための体制の整備	⑩
	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制の整備	⑪
	サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施	⑫
供給安定性	システムの導入に係る国内関係法令の遵守 (注3) ⑬	☐ システムの導入に係る国内関係法令（電波法、電気通信事業法等）を遵守する。
	保守及び管理を適切に行うために必要な方針等の整備の確認	⑭
オープン性	マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性の確保	⑮

(注3) システムの導入に係る国内関係法令を遵守している場合は、☐にレ印を付けること。

⑯ (3) 法第28条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資する保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制の確保の内容

⑰ (4) 特定高度情報通信技術活用システムの導入の実施時期

⑩～⑰記載例は次頁を参照。

	記載要領
⑩	・ 発生したサイバーセキュリティ上の事案について、必要に応じて所管省庁等に速やかに報告を行うための組織内の体制が確保されていること【体制の説明資料】
⑪	・ 発生したサイバーセキュリティ上の事案について、必要に応じて関係主体に対して情報共有を行うための組織内の体制が確保されていること【体制の説明資料】
⑫	【全国5G】 ・ 5Gの開設計画の認定を受けた事業者であること【開設計画の認定を受けていることの確認書類】 ・ 「5G導入のための特定基地局の開設に関する指針」に留意していること 【ローカル5G】 ・ 「ローカル5G導入ガイドライン」に留意していること
⑬	・ 電波法、電気通信事業法などを含む国内関係法令を遵守することとしていること
⑭	【全国5G】 ・ 「5G導入のための特定基地局の開設に関する指針」に留意していること 【ローカル5G】 ・ 「ローカル5G導入ガイドライン」に留意していること
⑮	・ 導入する設備が開発供給計画の認定を受けたものであること (例) 4(1)①の記載のとおり、当社が導入する予定の5Gシステムは開発供給計画の認定を受けたものである。

⑯「2 特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請を行う見込みの有無」で「有」を選択した場合のみ記載してください。

(記載内容)

特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に関し、認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者との提携により保守及び管理を実施できる体制を確保していることについて説明してください。

(例)

認定開発事業者である××社が特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に関し、認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有していること（又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者との提携により保守及び管理を実施できる体制を確保していること）を、令和〇年〇月〇日に書面により××社に確認済。

⑰

【全国5Gの場合】

認定を受けた「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画」の対象期間中に開設予定の5G基地局数及び当該計画を前倒しして整備予定の5G基地局数それぞれについて、年度ごとに記載してください。

【ローカル5Gの場合】

設備の取得時期（予定）、事業の用に供する時期（予定）を記載してください。また、設備ごとに時期が異なる場合には、設備ごとに記載してください。

(例) 設備の取得時期（予定）：2020年10月、事業の用に供する時期（予定）2020年11月

5 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法

18

調達方法		(単位：百万円)				
費用		政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	備考
特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の合計額						
特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の額	年度					
	年度					
	年度					
	年度					
	年度					

(注4)「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注5) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

6 期待する支援措置等

19

(1) 期待する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）		
中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資）		

20

(2) 支援措置の対象とする設備（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

(単位：百万円)

	設備投資所要資金額	導入する設備等の種類	数量	単価	金額	設置場所
年度						
年度						
年度						
合計額						

⑩ <その他>欄に金額を記載する場合は、<備考>欄に政府関係金融機関・民間金融機関・自己資金以外の調達先名称及び金額の内訳を明記してください。また、本記載欄については、設備投資額その他、クラウド利用料やコンサルティング費用等の費用についても実施に必要な資金に含めて記載してください。

政府関係金融機関からの借入れに運転資金（クラウド利用料やコンサルティング費用等の費用を含む。）が含まれる場合は、運転資金であることが分かるように記載してください。また、共同申請の場合には、事業者ごとに必要な資金の額等が分かるように別々に記載してください。

【例】（Ａ社）（共同申請の場合には、事業者名を記載してください）

調達方法 費用		政府関係金融機関からの借入れ
特定高度情報通信技術活用 システムの導入に必要な資 金の合計額		５０ ５０（運転資金）
特定高度情報通信 技術活用システム の導入に必要な資 金の額	2020 年度	２０ ３０（運転資金）
	2021 年度	３０ ２０（運転資金）

⑲期待する支援措置等の全てに○をつけてください。また、株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）及び株式会社日本政策金融公庫（国民・中小事業）の貸付（低利融資）の両方を記載する場合には、㉔の「政府関係金融機関からの借入れ」において、いずれの支援措置を期待するのか分かるように明示してください。

なお、令和４年度については国民生活事業が措置されておりません。（中小企業事業については引き続きご利用いただけます。）

【例】

調達方法 費用		政府関係金融機関からの借入れ
特定高度情報通信技術活用 システムの導入に必要な資 金の合計額		１００（ツーステップローン） ３０（低利融資） ２０（運転資金、低利融資）
特定高度情報通信 技術活用システム の導入に必要な資 金の額	2020 年度	７０（ツーステップローン） ３０（低利融資）
	2021 年度	３０（ツーステップローン） ２０（運転資金、低利融資）

㉔⑲で支援措置を希望した場合、当該支援措置の対象とする設備について各欄を記載してください。

【添付書類】

申請書の提出には、以下に記載する書類を添付して提出してください。

- 1－(1) 定款（これに準ずるものを含む。）の写し
- 1－(2) 登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
- 2－(1) 事業報告の写し又はこれに準ずるもの
- 2－(2) 貸借対照表又はこれに準ずるもの
- 2－(3) 損益計算書又はこれに準ずるもの
- 3 計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳

※最新の資料を提出ください。

※事業報告書内に貸借対照表等や損益計算書等が含まれる場合は、事業報告書のみの提出で結構です。

(2) 認定導入計画の変更申請書

様式第七 (第4条第2項関係)

認定導入計画の変更申請書	
② 主務大臣 名 殿 年 月 日付けで認定を受けた認定導入計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第10条第1項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。 記 ④ 1. 導入計画認定番号 2. 変更事項 3. 変更事項の内容 (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (記載要領) 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。	① 年 月 日 ③ 住所 名 称 代 表 者 の 氏 名

① 日付は申請書の提出日を記載してください。

② 事業所管大臣を記載してください。

③ 申請者住所は登録簿謄本の本店所在地を記載してください。

代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 変更事項の内容については、対比表を用いるなど、変更前後で変更内容が分かるよう具体的に記載してください。また、変更箇所が多岐に渡る場合は、変更箇所のリストを添付してください。

変更申請が必要な変更の例
○特定高度情報通信技術活用システムの種別追加
○事業概要の変更 など

(3) 認定導入計画の軽微な変更の届出書

様式第六 (第4条第1項関係)

認定導入計画の軽微な変更の届出書	
② 主務大臣 名 殿	① 年 月 日 ③ 住所 名 称 代 表 者 の 氏 名
年 月 日付で認定を受けた認定導入計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、第4条第1項の規定に基づき届け出ます。 記 1. 導入計画認定番号 2. 変更事項 ④ 3. 変更事項の内容 (備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。 (記載要領) 変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。	

① 日付は申請書の提出日を記載してください。

② 事業所管大臣を記載してください。

③ 申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。
代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 変更事項の内容については、対比表を用いるなど、変更前後で変更内容が分かるよう具体的に記載してください。また、変更箇所が多岐に渡る場合は、変更箇所のリストを添付してください。

軽微な変更の例

○設備名称の変更

○代表者の変更、連絡先担当者の変更 など

軽微な変更に該当するか判断がつかない場合は、計画の認定を受けた事業所管省庁等にご確認ください。

(4) 認定導入計画の実施状況報告書

様式第十四 (第7条関係)

認定導入計画の実施状況報告書	
② 主務大臣 名 殿	① 年 月 日 ③ 住 所 名 称 代 表 者 の 氏 名
年 月 日付けで認定を受けた認定導入計画の実施状況を下記のとおり報告します。	
記	
④ 1. 導入計画認定番号	
⑤ 2. 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標の達成状況	
3. 実施した特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容	
(備考) 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。	

① 日付は申請書の提出日を記載してください。

② 事業所管大臣を記載してください。

③ 申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。

代表者の氏名には役職名も記載してください。

④ 認定申請書「3 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標」で記載いただいた目標について、その達成状況を記載してください。

⑤ 認定を受けた導入計画に基づいて、実施した特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容について、具体的に記載してください。

(5) 地域課題解決型ローカル5G用無線局活用事業計画同意申請書

○地域課題解決型ローカル5G用無線局活用事業計画同意申請書の作成

- ・事業者は、「地域課題解決型ローカル5G用無線局活用事業計画同意申請書」を作成します。
- ・同意申請書は、1つの事業ごとに作成してください。複数の基地局を活用して1つの事業を実施する場合は、1つにまとめて申請します。
- ・同意申請書の作成にあたっては、申請先となる市町村に事前相談するほか、HPや既存の総合計画等を参考にしてください。
- ・同意申請書の記載事項及び添付資料は以下のとおりです。

(i) 同意申請書の記載事項

1. ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体
2. ローカル5Gを活用して実施する事業の内容
 - (1) 実施しようとする事業の名称
 - (2) 実施しようとする事業の内容
 - (3) 事業開始予定時期
 - (4) 事業実施場所
3. 地域課題の解決への効果
 - (1) ローカル5Gを活用した事業実施により解決を図ろうとする事業実施地域における課題
 - (2) 想定される具体的な効果（見込み）
4. 実施体制（※免許申請者とローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体が異なる場合は、両者について記載）
5. 実施スケジュール（見込み）（※免許申請者とローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体が異なる場合は、両者について記載）

(ii) 添付資料

参考資料「活用するローカル5G用無線局の一覧（予定）」

- ・様式例を用いて、記載方法及び記載例を一例として示します。同意申請書の作成にあたっての留意事項も記載しておりますので、確認のうえ、可能な限り具体的に記載してください。

【様式例（地域課題解決型ローカル5G用無線局活用事業計画同意申請書）】

①（様式例）

年 月 日

〇〇市長 〇〇 〇〇 殿

地域課題解決型ローカル5G用無線局活用事業計画同意申請書

①

名 称 △△△△株式会社
代表者氏名 代表取締役 △△ △△

地域社会の諸課題の解決に寄与するローカル5G用無線局活用事業計画同意申請書を提出いたしますので、本申請書に記載するローカル5G用無線局活用事業計画が貴市における地域社会の諸課題の解決に寄与すると認められるものであることに同意いただけるか否かについて、ご回答願います。

①

1. ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体
名 称 株式会社××××養鶏
代表者氏名 ×× ××
所 在 地 ××県××市×丁目××-××

<留意事項>

① 宛名は、事業実施区域の市町村長を記載。官職名が記載されていれば、氏名は省略可。

申請者名は、ローカル5G用無線局の免許申請者を記載。代理人が免許申請を行う場合も、代理人ではなく、免許申請者を記載。

① 「ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体」とは、ローカル5Gを活用して行う地域社会の諸課題の解決に寄与する事業計画を実施する事業者。申請者と同一事業者の場合も、異なる事業者の場合も、必要事項を記載。

②

2. ローカル5Gを活用して実施する事業の内容

※ 「1. ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体」が実施する事業内容を記載。

(1) 実施しようとする事業の名称

「ローカル5Gを活用した養鶏事業」

(2) 実施しようとする事業の内容

鶏舎内に設置されたローカル5G基地局を利用し、画像データをリアルタイムで伝送して画像から鶏の育成レベルや鶏の密度を把握・管理し、作業効率化及び生産性の向上を図る。

(3) 事業開始予定時期

※ 免許取得後、実際にローカル5Gを活用して事業を開始する予定時期を記載。

令和2年8月頃

(4) 事業実施場所

※ 具体的に住所を記載。

〇〇市〇〇1-2-3

③-1

3. 地域課題の解決への効果

(1) ローカル5Gを活用した事業実施により解決を図ろうとする事業実施地域における課題

A：人口減少又は高齢化に伴う対策、B：地域産業の維持・活性化、C：地域コミュニティの維持・強化や地域の利便性向上、D：安全性・防災力の強化、E：その他地域社会の諸課題であることが明らかなものの解決、いずれかに該当する必要あり。

※ 上記A～Eのうち該当するもの選択し記載（複数選択可）。

A：人口減少又は高齢化に伴う対策、B：地域産業の維持・活性化

※ 以下に、具体的な課題の内容について記載。

農林業が中心に行われている地域であり、他の地域に比べて人口が少ないうえに旧集落地である当該地域では人口減少及び高齢化が進行しており、地域産業の中心である農林業の後継者不足及び事業の衰退が深刻化している。

③-2

(2) 想定される具体的な効果（見込み）

- ・現状は、〇〇の広さの鶏舎内を〇人の従事者が〇〇時間かけて見回り、確認作業を実施しているところ、ローカル5G導入後は画像データによりリアルタイムで画像伝送が可能となり、見回り、確認時間が●●割削減となる見込みであり、少ない人員での事業継続が可能となる。
- ・ローカル5Gの導入後は、多数のセンサーやカメラ等により膨大な画像データを収集・蓄積することができ、これまで暗黙知であったノウハウを可視化し、データで蓄積することにより、担い手育成の負担が軽減され、後継者不足の解消が可能となる。

＜留意事項＞

② 「１．ローカル５Ｇ用無線局活用事業計画の実施主体」が、ローカル５Ｇを活用して実施する予定の事業の内容を簡潔に記載。

「（３）事業開始予定時期」は、無線局免許の取得予定時期ではなく、実際にローカル５Ｇを活用して実施する事業を開始する予定時期を記載。

③-１ 地域社会の諸課題の解決のために実施する事業の分類

以下Ａ～Ｅのうち、いずれかに該当する事業が「地域社会の諸課題の解決に寄与する事業」に該当。解決しようとする地域課題に該当する分類を記載（複数選択可）。

分類
A：地域における人口減少又は高齢化に伴う対策を講ずるもの
B：地域産業の維持又は活性化を図るもの
C：地域コミュニティの維持又は地域の利便性向上を図るもの
D：地域における安全性・防災力の強化を図るもの
E：上記ＡからＤに掲げるほか、地域社会の諸課題であることが明らかなものの解決に向けたもの

具体的な課題の内容については、市町村の既存の総合計画やＨＰ、事前相談などにより、ローカル５Ｇを活用した事業を実施する地域における課題を確認、把握した上で、記載。以下に示す「具体的な課題の内容」の一般例を参考にしつつ、地域の実情及び実施する事業内容を踏まえて記載。

（参考）

「具体的な課題の内容」例
➤ 20～50代の子育て世代、就労世代の転出超過が顕著であり、地域内での雇用の確保が困難 ➤ 都市部への企業の集中や海外への生産拠点移転により、地域経済を支えてきた下請け企業等の製造出荷額が減少するなど、産業基盤が衰退している ➤ 商店街や専門店街等からの相次ぐ退店などにより、年間商品販売額が減少するなど、地域産業の活力が低下している ➤ 社会状況の変化によりコミュニティ意識が希薄化しており、自治会加入世帯等が減少し、防犯・防災・子育てなどの支援機能が低下している ➤ 人口規模の縮小により、住民生活に必要な不可欠な生活関連サービス等の都市機能の維持が困難 ➤ 地震や豪雨等の自然災害の発生時に、すべての市民の安全を確保し、避難支援や避難所運営、物資調達を限られた行政職員で実施することは不可能 ➤ 観光資源はあるが、観光客の興味をひく形で効果的に情報発信できておらず、観光客の滞在時間も短い傾向にある

③-2 ローカル5Gを活用することで実施可能となる事項を明らかにしたうえで、地域社会の諸課題の解決への効果（どのように寄与するのか）を具体的に記載。

（参考）

「地域社会の諸課題の解決への効果」及び「想定ユースケース」の例		
分類	地域社会の諸課題の解決への効果 例	想定ユースケース 例
A： 地域における人口減少又は高齢化に伴う対策を講ずるもの	➤ 自動化や効率化を実現し、人口減少・高齢化に伴う人材不足を解消し、地域事業者の事業継続又は地域住民への円滑なサービス提供に寄与	➤ 農場の自動管理 ➤ 介護施設における見守り・行動把握
B： 地域産業の維持又は活性化を図るもの	➤ 自動化や効率化を実現し、生産性向上・収益の増加等で地域産業の維持に寄与 ➤ 商品管理及び電子決済の導入により、少ない人員で顧客の求めるサービスの提供が可能となり、商店等の活性化に寄与	➤ 工場における製造ラインのケーブルレス化 ➤ 小売店における商品管理・電子決済
C： 地域コミュニティの維持又は地域の利便性向上を図るもの	➤ ローカル5G通信により高い安定性を確保しながら、地域や特定のエリアに密着した情報発信に寄与 ➤ 多数機器の同時接続を実現し、若者も参加しやすいイベント実施が可能となり、幅広い世代の地域コミュニティ形成に寄与	➤ 高精細映像による地域放送 ➤ 地域施設を活用したeスポーツイベントの開催
D： 地域における安全性・防災力の強化を図るもの	➤ 災害現場や危険な現場での高精細映像伝送で、重機の自立運転や遠隔運転が可能となり、現場の作業効率と安全性の向上を実現し、地域の安全性に寄与 ➤ 避難所施設での活用により、避難所の状況をリアルタイムで可視化することで、行政職員の負担を軽減し、適切な住民への情報発信や避難所への誘導等災害に強い街の実現に寄与	➤ 高精細映像による屋外作業の安全確保 ➤ 高精細映像による住民への災害関連情報の伝達
E： 上記AからDに掲げるほか、地域社会の諸課題であることが明らかなもの	— （※事業実施地域特有の課題、当該市町村が特に解決を求めている課題などの解決に寄与するもの）	— （※その地域特有の課題解決に有効な事業）

の解決に向けた もの		
---------------	--	--

④

4. 実施体制

※ 無線従事者について明記。

※ 免許申請者と「1. ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体」が異なる場合は、両者の実施体制を記載。

ローカル5Gを導入して実施する事業実施体制は以下のとおりであり、適切な人員を確保している。

【免許申請者】

責任者 1人（※無線従事者）、設備監視者 1人

【ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体】

責任者 1人、事業従事者 ○人

⑤

5. 実施スケジュール（見込み）

※ 「3.（2）想定される具体的な効果（見込み）」の発生までのスケジュールを記載。

※ 免許申請者と「1. ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体」が異なる場合は、両者の実施スケジュールを記載。

【免許申請者】

令和2年8月 事業開始

事業運用、データ蓄積、設備監視、保守等

令和2年11月 ……

【ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体】

令和2年8月 事業開始

事業運用、データ蓄積

令和2年11月 見回り、確認時間の短縮状況整理

令和2年12月 事業従事者配置、運用の見直し

令和3年4月 事業従事者の削減（配置換え）

※職員採用、後継者育成計画の策定等事務に従事

<留意事項>

④ 免許申請者と「1. ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体」が異なる場合は、両者の実施体制を記載。なお、無線従事者についても明記。

⑤ 「想定される具体的な効果（見込み）」の発生までの事業実施スケジュール（見込み）を記載。

④と同様、免許申請者と「1. ローカル5G用無線局活用事業計画の実施主体」が異なる場合は、両者の実施スケジュール（見込み）を記載。

【様式例（参考資料「活用するローカル5G用無線局の一覧（予定）」）】

(参考資料)

活用するローカル5G用無線局の一覧（予定）

1. 基地局

	無線設備の設置場所	送受信空中線の位置	無線局免許申請 予定年月日	備考
1	〇〇市〇〇 1-2-3	東経 度 分 秒 北緯 度 分 秒	年 月 日	
2				
3				

2. 陸上移動局

	無線設備の常置場所	移動範囲	無線局免許申請 予定年月日	無線局 の数	備考
1	〇〇市〇〇 1-2-3	〇〇養鶏場の敷地内	年 月 日	20局	
2					
3					

<留意事項>

- ・添付資料（参考資料「活用するローカル5G用無線局の一覧（予定）」）は、市町村が整備予定の設備を把握するための参考資料。
- ・記載した内容に変更が生じた場合は、市町村に提出済みの添付資料の差し替えを提出。市町村からの回答書受領後であっても正しい内容で再作成したうえで市町村へ提出。
- ・差し替えの手間を削減するためにも、事業計画提出段階で可能な限り正確に記載することが望ましい。

③ 地域課題解決型ローカル5G用無線局活用事業計画同意申請書の提出

(i) 提出書類

- 地域課題解決型ローカル5G用無線局活用事業計画同意申請書
- 添付資料（参考資料「活用するローカル5G用無線局の一覧（予定）」）
- その他、市町村長が必要と認める書類
（例えば、事業概要資料や市町村からの回答書の郵送回答を求める場合の返信用封筒など）

(ii) 提出先

- 事業実施区域が含まれる市町村
※担当部署は市町村によって異なります。事前に市町村へお問い合わせください。

(iii) 提出時の留意事項

- 回答までに要する期間は市町村によって異なります。余裕をもって提出してください。
- 実施予定の事業について理解を深めてもらうことや、記載事項等の不備による差し戻し等の発生を防ぐことを目的に、申請前に市町村へ事前相談をされることをお勧めします。

(6) 基準適合性の確認申請書

【様式第一】

①	認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入が基準に適合するものであることの確認申請書
	(主務大臣) 殿
②	申請年月日 年 月 日
③	住所 申請者名 (連絡先 電話番号： 担当者：)
特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき認定された認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入について、法第28条の規定に基づく基準に適合することの確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。 1 認定導入計画の認定の日付及び導入計画認定番号 (法第10条第1項の規定により変更の認定を受けた場合は、変更の認定の日付及び変更後の導入計画認定番号も併せて記載する。) 認定の日付： 年 月 日 導入計画認定番号： 号 (変更の認定の日付： 年 月 日) (変更後の導入計画認定番号： 号) 2 添付書類 (1) 様式第二の一（全国5Gシステム）又は様式第二の二（ローカル5Gシステム） (2) 様式第三 (3) 別表第一に掲げる書類 (4) 別表第二に掲げる書類 本申請に係る様式第二の一又は様式第二の二及び様式第三の特定高度情報通信技術活用システムの導入は、法第28条の規定に基づく基準に適合するものであることを証明します。 第 号 年 月 日	

①導入計画の認定を行った事業所管大臣を記載してください。

②申請書の提出日を記載してください。

③法人の場合は名称と代表者の氏名を記載してください。

申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。

また、本申請の記載に関する問合せをさせていただきますので、必ず連絡の取れる連絡先を記載してください。

【様式第二の一（全国5Gシステム用）】

④

	無線局の 免許の番号 ・日付	設置場所	設備取得の 日付／ 事業供用の 日付	使用する電 波の周波数 帯	適切な提供 及び維持管 理に特に資 するもの	早期の普及 に特に資す るもの	多素子アン テナの使用
1					該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐	有 ☐ 無 ☐
2					該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐	有 ☐ 無 ☐
3					該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐	有 ☐ 無 ☐
4					該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐	有 ☐ 無 ☐
5					該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐	有 ☐ 無 ☐

④

➤ 「無線局の免許の番号・日付」及び「設置場所」は、無線局免許状に記載されている免許の番号、日付及び設置場所を記載してください。

➤ 「設備取得の日付／事業供用の日付」は、当該設備を取得した日付（例：工事完了後の検収日）及び当該設備を実際に事業の用に供した日付（例：商用運用開始日）を記載してください。

➤ 「使用する電波の周波数帯」は、当該設備が発射する電波の周波数帯を記載してください。

➤ 「適切な提供及び維持管理に特に資するもの」及び「早期の普及に特に資するもの」は、それぞれ該当する項目をチェックしてください。各項目の詳細は参考2. 関係法令抜粋（6）「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準」をご確認ください。

※「開設計画の前倒し」に係る要件については、P4に記載のとおり、「年度別・市町村別に、開設計画の最終年度に記載された特定基地局の数を上限として、開設された特定基地局のうち開設計画に記載された基地局数を超えた後に開設された特定基地局であること」が必要となります。

（「前倒し」判定数のイメージ（例1））

			認定開設計画（累計）							開設実績（累計）					
市町村 コード	都道府 県	市区町 村	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度		2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
※※※	〇〇県	〇〇市	0	5	15	20	30	30		0	10	20	35	40	40

特例の適用期間

開設計画において整備する予定の局数（5局）を上回って整備した5局分が特例の対象

開設計画において整備する予定の局数（10局）と同数の整備であることから特例の対象外

（「前倒し」判定数のイメージ（例２））

			認定開設計画（累計）						開設実績（累計）					
市町村 コード	都道府 県	市区町 村	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度
※※※	〇〇県	〇〇市	0	10	20	20	30	30	0	10	35	40	40	40

← 特例の適用期間
← 特例の適用期間

開設計画において2021年度に整備する予定の局数（10局）を上
 回って整備した15局分が特例の対象となりうるが、開設計画の
 最終年度に記載された基地局数（30局）で特例の上限のため10
 局分が特例の対象

- 「多素子アンテナの使用」は、該当する項目をチェックしてください。詳細は参考2．関係法令抜粋（7）
- 「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づ
く特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び
総務大臣が定めるもの」をご確認ください。

④ 記載例

	無線局の 免許の番号 ・日付	設置場所	設備取得の 日付／ 事業供用の 日付	使用する電 波の周波数 帯	適切な提供 及び維持管 理に特に資 するもの	早期の普及 に特に資す るもの	多素子アン テナの使用
1	関基第〇〇号 ・ R2. 9. 25	〇〇県 △△市 □□町 × - × - ×	R2. 9. 30 ／ R2. 10. 1	4. 5GHz	該当 ☒ 非該当 ☐	該当 ☒ 非該当 ☐	有 ☒ 無 ☐

【様式第二の二（ローカル5Gシステム用）】

無線設備

⑤	局種	無線局の 免許の番号 ・日付	設置場所又は 常置場所	設備取得の 日付／ 事業供用の 日付	適切な提供 及び維持管 理に特に資 するもの	早期の普及に 特に資するも の
1	☐ 基地局 ☐ 陸上移動局				該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐
2	☐ 基地局 ☐ 陸上移動局				該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐

附属設備

⑥	附属設備の 種類	附属設備の 設置場所	設備取得の日 付／ 事業供用の日 付
3	☐ 交換設備 ☐ 伝送路設備		
4	☐ 交換設備 ☐ 伝送路設備		

⑤

➤ 「局種」、「適切な提供及び維持管理に特に資するもの」及び「早期の普及に特に資するもの」は、それぞれ該当する項目をチェックしてください。

➤ 「無線局の免許の番号・日付」及び「設置場所又は常置場所」は、無線局免許状に記載されている免許の番号、日付及び設置場所／常置場所を記載してください。（陸上移動局の包括免許の場合は、設置場所／常置場所の記載は不要です。）

➤ 「設備取得の日付／事業供用の日付」は、当該設備を取得した日付（例：工事完了後の検収日）及び当該設備を実際に事業の用に供した日付（例：商用運用開始日）を記載してください。

⑥

➤ 「附属設備の種類」は、該当する項目をチェックしてください。

➤ 「附属設備の設置場所は、当該附属設備の設置場所を記載してください。

➤ 「設備取得の日付／事業供用の日付」は、当該附属設備を取得した日付（例：工事完了後の検収日）及び当該附属設備を実際に事業の用に供した日付（例：商用運用開始日）を記載してください。

⑤及び⑥ 記載例

無線設備

	局種	無線局の 免許の番号 ・日付	設置場所又は 常置場所	設備取得の 日付／ 事業供用の 日付	適切な提供 及び維持管 理に特に資 するもの	早期の普及に 特に資するも の
1	☒ 基地局 ☐ 陸上移 動局	関基第〇〇 号 ・ R2. 9. 25	〇〇県 △△市 □□町 × - × - ×	R2. 9. 30 ／ R2. 10. 1	該当 ☒ 非該当 ☐	該当 ☒ 非該当 ☐
2	☐ 基地局 ☒ 陸上移 動局	関移第〇〇 号 ・ R2. 9. 25	〇〇県 △△市 □□町 × - × - ×	R2. 9. 30 ／ R2. 10. 1	該当 ☒ 非該当 ☐	該当 ☒ 非該当 ☐

附属設備

	附属設備の 種類	附属設備の 設置場所	設備取得の日 付／ 事業供用の日 付
3	☒ 交換設備 ☐ 伝送路設 備	〇〇県 △△市 □□町 × - × - ×	R2. 9. 30 ／ R2. 10. 1
4	☐ 交換設備 ☒ 伝送路設 備	〇〇県 △△市 □□町 × - × - ×	R2. 9. 30 ／ R2. 10. 1

【様式第三】

⑦

様式第二の一又は様式第二の二の対応番号	設備等名称	製造者名／型式	取得単価	数量（個） 距離（m）	総額	備考 添付書類との紐付け

⑦

➤ 「様式第二の一又は第二の二の対応番号」は、記載する設備について様式第二の一又は第二の二で対応する番号を記載してください。

➤ 「設備等名称」、「製造者名／型式」、「取得単価」、「数量（個）距離（m）」、「総額」については、当該設備について各詳細を記載してください。

➤ 「備考 添付書類との紐付け」は、当該設備に対応する添付書類を記載してください。

⑦ 記載例（全国 5 G システム、ローカル 5 G システム）

全国 5 G システム

様式第二の一又は様式第二の二の対応番号	設備等名称	製造者名／型式	取得単価	数量（個） 距離（m）	総額	備考 添付書類との紐つけ
1	ラジオユニットの電気通信設備	〇〇社 ／ R001	20,000,000 円	2 個	40,000,000円	別添 1 免許状① 別添 2 体制図① 別添 3 仕様書等①
1	ディストリビューテッドユニットの電気通信設備	〇〇社 ／ D001	20,000,000 円	1 個	20,000,000円	別添 1 免許状① 別添 2 体制図① 別添 3 仕様書等②
1	セントラルユニットの電気通信設備	〇〇社 ／ C001	20,000,000 円	1 個	20,000,000円	別添 1 免許状① 別添 2 体制図① 別添 3 仕様書等③

ローカル5Gシステム

様式第二の一又は様式第二の二の対応番号	設備等名称	製造者名／型式	取得単価	数量（個） 距離（m）	総額	備考 添付書類との紐つけ
1	特定基地局以外の基地局の無線設備（RU）	〇〇社／R001	20,000,000円	1個	20,000,000円	別添1 免許状① 別添3 体制図 別添4①
1	特定基地局以外の基地局の無線設備（DU）	〇〇社／D001	20,000,000円	1個	20,000,000円	別添1 免許状① 別添3 体制図 別添4②
1	特定基地局以外の基地局の無線設備（CU）	〇〇社／C001	20,000,000円	1個	20,000,000円	別添1 免許状① 別添3 体制図 別添4③
2	陸上移動局の無線設備（通信モジュール）	〇〇社／m001	200,000円	30個	6,000,000円	別添2 免許状② 別添3 体制図 別添4④
3	交換設備	〇〇社／A001	50,000,000円	1個	50,000,000円	別添4⑤ 仕様書等
4	伝送路設備（光ファイバーを用いたもの）	〇〇社／F001	10,000円	100m	1,000,000円	別添4⑥ 仕様書等

※確認手続に係る申請添付書類について

確認手続に係る申請添付書類として、提出が必要な書類については、「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第28条の規定に基づく主務大臣の確認に関する手続」（令和2年総務省・経済産業省告示第5号）別表第一（基準を満たす特定高度情報通信技術活用システムであることを示す添付書類）及び別表第二（認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入であること等を示す添付書類）に定められています。確認申請にあたっては、以下の添付書類をそれぞれ合わせて提出してください。

○別表第一

- ・電波法第十四条に規定する免許状の写し
- ・特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に関して、（当該特定高度情報通信技術活用システムに係る認定開発供給事業者が）日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者との提携等により維持管理等の体制が確保されているものであることを証明する書類（例：保守管理の拠点に関する説明資料、保守・管理についての国内企業との連携に関する書類（契約書等）など）
- ・【全国5Gシステムのみ】認定開設計画に記載された特定基地局（屋内等に開設した特定基地局及び5G高度特定基地局を除く。）の開設時期が属する年度（4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる期間）より前の年度に開設されたものであることを証明する書類（税制適用の対象となる無線局の設置場所二係る市町村ごとの開設予定無線局数と開設無線局数（実績）の対比表）

○別表第二

以下の表の左欄に記載される設備の区分に応じて、右欄に記載される書類を提出してください。

設備名称	添付書類
基地局の無線設備 陸上移動局の無線設備	1 当該設備の仕様を示す書類 2 様式第三（システムの詳細）に記載されている事項（名称、製造者名／型式、取得単価、数量・距離、総額）を確認できる書類
交換設備	1 当該設備の仕様を示す書類 2 様式第三（システムの詳細）に記載されている事項（名称、製造者名／型式、取得単価、数量・距離、総額）を確認できる書類
伝送路設備（光ファイバーを用いたもののみ）	1 当該設備の仕様を示す書類 2 基地局の無線設備と交換設備を接続するものであることを示すネットワーク構成図等の書類 3 様式第三（システムの詳細）に記載されている事項（名称、製造者名／型式、取得単価、数量・距離、総額）を確認できる書類

(7) 基準適合性の変更確認申請書

様式第四

① 認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入が基準に適合するものであることの変更確認申請書

(主務大臣) 殿

② 申請年月日 年 月 日

③ 住所
申請者名
(連絡先 電話番号: 担当者:)

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき認定された認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入について法第28条の規定に基づき基準に適合することの確認を受けた事項について、変更の確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

④ 1 変更した箇所

2 変更した理由

⑤ 3 添付書類
(当該変更に係る申請添付書類のみ添付)

本申請に係る様式第二の一又は様式第二の二及び様式第三の特定高度情報通信技術活用システムの導入は、法第28条の規定に基づく基準に適合するものであることを証明します。

第 号
年 月 日

① 導入計画の認定を行った事業所管大臣を記載してください。

② 申請書の提出日を記載してください。

③ 法人の場合は名称と代表者の氏名を記載してください。

申請者住所は登記簿謄本の本店所在地を記載してください。

また、本申請の記載に関する問合せをさせていただきますことでもありますので、必ず連絡の取れる連絡先を記載してください。

④ 変更事項の内容については、対比表を用いるなど、変更前後で変更内容が分かるよう具体的に記載してください。また、変更箇所が多岐に渡る場合は、変更箇所のリストを添付してください。

⑤ 確認手続に係る申請添付書類について、当該変更に係る申請添付書類を添付してください。

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

様式第一 (第 2 条第 1 項関係)

特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

年 月 日

主務大臣 名 殿

住 所
名 称
代表者の氏名

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第 9 条第 1 項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

特定高度情報通信技術活用システム導入計画

1 名称等

事業者の氏名又は名称

代表者名 (事業者が法人の場合)

資本金の額又は出資の総額

常時使用する従業員の数

法人番号

日本標準産業分類における該当中分類名称及びその番号

担当者連絡先 (所属、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等)

2 法第 28 条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資するものとしての確認申請を行う見込みの有無 有 ・ 無

3 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

4 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期

(1) 導入を行う特定高度情報通信技術活用システムの内容

① 認定開発供給計画に係る設備等の詳細

認定開発供給事業者名	開発供給計画 認定番号	種別（注 1）	型番・型式

（注 1）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

（i）全国 5 G システムの導入を行う場合

ラジオユニットの電気通信設備、ディストリビューテッドユニットの電気通信設備、セントラルユニットの電気通信設備、交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

（ii）ローカル 5 G システムの導入を行う場合

特定基地局以外の基地局の無線設備、交換設備、自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備、伝送路設備、陸上移動局の無線設備等、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

② 認定開発供給計画に係る設備等以外のものの詳細

メーカー	種別（注 2）	型番・型式	主な仕様等

（注 2）種別は、以下のいずれかから選択し記載すること。

（i）全国 5 G システムの導入を行う場合

交換設備、アンテナ、伝送路設備、鉄塔、電源設備、その他の附属設備

（ii）ローカル 5 G システムの導入を行う場合

鉄塔、電源設備、その他の附属設備

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの安全性・信頼性、供給安定性及びオープン性の確保措置

項目		確保措置の内容
安全性・信頼性	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、事業所管省庁に対して速やかに報告を行うための体制の整備	
	サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合の、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制の整備	
	サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策の実施	
供給安定性	システムの導入に係る国内関係法令の遵守（注 3）	☐ システムの導入に係る国内関係法令（電波法、電気通信事業法等）を遵守する。
	保守及び管理を適切に行うために必要な方針等の整備の確認	
オープン性	マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性の確保	

（注 3） システムの導入に係る国内関係法令を遵守している場合は、□にレ印を付けること。

(3) 法第 28 条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に特に資する保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制の確保の内容

(4) 特定高度情報通信技術活用システムの導入の実施時期

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

5 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法

(単位：百万円)

費用	調達方法	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	自己資金	その他	合計	備考
特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の合計額							
特定高度情報通信技術活用システムの導入に必要な資金の額	年度						
	年度						
	年度						
	年度						
	年度						

(注4)「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳を示しつつ記載する。

(注5) 民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ「備考」に記載する。

6 期待する支援措置等

(1) 期待する支援措置

支援措置	希望する	希望しない
株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）		
中小企業投資育成株式会社法の特例		
中小企業信用保険法の特例		
株式会社日本政策金融公庫（中小事業）の貸付（低利融資）		

(2) 支援措置の対象とする設備（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

(単位：百万円)

	設備投資 所要資金額	導入する設備等の種類	数量	単価	金額	設置場所
年度						
年度						
年度						
合計額						

参考 1. 各種様式

(1) 特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定申請書

添付書類目次

添付書類

1－(1)	定款（これに準ずるものを含む。）の写し
1－(2)	登記事項証明書（申請者が登記をしている場合）
2－(1)	事業報告の写し又はこれに準ずるもの
2－(2)	貸借対照表又はこれに準ずるもの
2－(3)	損益計算書又はこれに準ずるもの
3	計画の実施に必要な資金の使途及びその調達方法の内訳

(備考)

1. 主務大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。
2. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

参考 1. 各種様式

(2) 認定導入計画の変更申請書

様式第七 (第 4 条第 2 項関係)

認定導入計画の変更申請書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定導入計画について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

1. 導入計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

参考 1. 各種様式

(3) 認定導入計画の軽微な変更の届出書

様式第六 (第 4 条第 1 項関係)

認定導入計画の軽微な変更の届出書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付けで認定を受けた認定導入計画について下記のとおり軽微な変更を行ったので、第 4 条第 1 項の規定に基づき届け出ます。

記

1. 導入計画認定番号
2. 変更事項
3. 変更事項の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(記載要領)

変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

参考 1. 各種様式

(4) 認定導入計画の実施状況報告書

様式第十四 (第 7 条関係)

認定導入計画の実施状況報告書

主務大臣 名 殿

年 月 日

住 所
名 称
代 表 者 の 氏 名

年 月 日付で認定を受けた認定導入計画の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 導入計画認定番号
2. 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標の達成状況
3. 実施した特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

参考 1. 各種様式

(5) 地域課題解決型ローカル 5 G 用無線局活用事業計画同意申請書

(様式例)

年 月 日

殿

地域課題解決型ローカル 5 G 用無線局活用事業計画同意申請書

名 称

代表者氏名

地域社会の諸課題の解決に寄与するローカル 5 G 用無線局活用事業計画同意申請書を提出いたしますので、本申請書に記載するローカル 5 G 用無線局活用事業計画が貴市町村における地域社会の諸課題の解決に寄与すると認められるものであることに同意いただけるか否かについて、ご回答願います。

1. ローカル 5 G 用無線局活用事業計画の実施主体

名 称：

代表者氏名：

所 在 地：

2. ローカル 5 G を活用して実施する事業の内容

※ 「1. ローカル 5 G 用無線局活用事業計画の実施主体」が実施する事業内容を記載。

(1) 実施しようとする事業の名称

(2) 実施しようとする事業の内容

(3) 事業開始予定時期

※ 免許取得後、実際にローカル 5 G を活用して事業を開始する予定時期を記載。

(4) 事業実施場所

※ 具体的に住所を記載。

参考 1. 各種様式

(5) 地域課題解決型ローカル 5 G 用無線局活用事業計画同意申請書

3. 地域課題の解決への効果

(1) ローカル 5 G を活用した事業実施により解決を図ろうとする事業実施地域における課題

A：人口減少又は高齢化に伴う対策、B：地域産業の維持・活性化、C：地域コミュニティの維持・強化や地域の利便性向上、D：安全性・防災力の強化、E：その他地域社会の諸課題であることが明らかなものの解決、いずれかに該当する必要がある。

※ 上記 A～E のうち該当するものを選択し記載（複数選択可）。

※ 以下に、具体的な課題の内容について記載。

(2) 想定される具体的な効果（見込み）

4. 実施体制

※ 無線従事者について明記。

※ 免許申請者と「1. ローカル 5 G 用無線局活用事業計画の実施主体」が異なる場合は、両者の実施体制を記載。

5. 実施スケジュール（見込み）

※ 「3. (2) 想定される具体的な効果（見込み）」の発生までのスケジュールを記載。

※ 免許申請者と「1. ローカル 5 G 用無線局活用事業計画の実施主体」が異なる場合は、両者の実施スケジュールを記載。

参考 1. 各種様式

(5) 地域課題解決型ローカル 5 G 用無線局活用事業計画同意申請書

(参考資料)

活用するローカル 5 G 用無線局の一覧 (予定)

1. 基地局

	無線設備の設置場所	送受信空中線の位置	無線局免許申請 予定年月日	備考
1				
2				
3				

2. 陸上移動局

	無線設備の常置場所	移動範囲	無線局免許申請 予定年月日	無線局 の数	備考
1					
2					
3					

参考 1. 各種様式

(6) 基準適合性の確認申請書

様式第一 (第二条関係)

認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入が
基準に適合するものであることの確認申請書

(主務大臣) 殿

申請年月日 年 月 日

ふりがな
住所
ふりがな
申請者名

(連絡先 電話番号: 担当者:)

長
辺

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項に基づき認定された認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入について、法第28条の規定に基づく基準に適合することの確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

1 認定導入計画の認定の日付及び導入計画認定番号

（法第10条第1項の規定により変更の認定を受けた場合は、変更の認定の日付及び変更後の導入計画認定番号も併せて記載する。）

認定の日付: 年 月 日

導入計画認定番号: 号

（変更の認定の日付: 年 月 日）

（変更後の導入計画認定番号: 号）

2 添付書類

(1) 様式第二の一（全国5Gシステム）又は様式第二の二（ローカル5Gシステム）

(2) 様式第三

(3) 別表第一に掲げる書類

(4) 別表第二に掲げる書類

本申請に係る様式第二の一又は様式第二の二及び様式第三の特定高度情報通信技術活用システムの導入は、法第28条の規定に基づく基準に適合するものであることを証明します。

第 号

年 月 日

(主務大臣 名)

短

辺

(日本産業規格A4)

参考 1. 各種様式

(6) 基準適合性の確認申請書

様式第二の一（第二条関係）（確認を受けようとする特定高度情報通信技術活用システム一覧（全国 5 G システム））

長
辺

	無線局の 免許の番号 ・日付	設置場所	設備取得の 日付／ 事業供用の 日付	使用する電 波の周波数 帯	適切な提供 及び維持管 理に特に資 するもの	早期の普及 に特に資す るもの	多素子アン テナの使用
1					該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐	有 ☐ 無 ☐
2					該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐	有 ☐ 無 ☐
3					該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐	有 ☐ 無 ☐
4					該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐	有 ☐ 無 ☐
5					該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐	有 ☐ 無 ☐

短

辺

（日本産業規格 A 4）

参考 1. 各種様式

(6) 基準適合性の確認申請書

様式第二の二（第二条関係）（確認を受けようとする特定高度情報通信技術活用システム一覧
（ローカル 5 G システム））

一 無線設備

	局種	無線局の 免許の番号 ・日付	設置場所又は 常置場所	設備取得の 日付／ 事業供用の 日付	適切な提供 及び維持管 理に特に資 するもの	早期の普及に 特に資するも の
長 辺	1 ☐ 基地局 ☐ 陸上移動局				該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐
	2 ☐ 基地局 ☐ 陸上移動局				該当 ☐ 非該当 ☐	該当 ☐ 非該当 ☐

二 附属設備

	附属設備の 種類	附属設備の 設置場所	設備取得の日 付／ 事業供用の日 付
長 辺	3 ☐ 交換設備 ☐ 伝送路設備		
	4 ☐ 交換設備 ☐ 伝送路設備		

短

辺

（日本産業規格 A 4）

参考 1. 各種様式

(6) 基準適合性の確認申請書

様式第三（第二条関係）（確認を受けようとする特定高度情報通信技術活用システム一覧（詳細））

長 辺	様式第二の 一又は様式 第二の二の 対応番号	設備等名称	製造者名 ／型式	取得単価	数量（個） 距離（m）	総額	備考 添付書類と の紐付け

短

辺

（日本産業規格A4）

参考 1. 各種様式

(6) 基準適合性の確認申請書

別表第一（第二条関係）（基準を満たす特定高度情報通信技術活用システムであることを示す添付書類）

基 準	添 付 書 類
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第五号に規定する無線局の免許を受けた者が当該免許に係る無線通信の業務の用に供するために導入した特定高度情報通信技術活用システムであること。	電波法第十四条に規定する免許状の写し
特定高度情報通信技術活用システムの保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制を確保するため、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入に係る認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理を行う者に限る。）との提携等により保守及び管理を実施できる体制を確保しているものであること。	特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理に関して、日本国内に保守及び管理の拠点を有していること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者との提携等により維持管理等の体制が確保されているものであることを証明する書類
特定高度情報通信技術活用システムに係る電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。以下同じ。）が、同法第二十七条の十三第一項の規定に基づき認定された特定基地局の開設に関する計画（第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成三十一年総務省告示第二十四号。以下「開設指針」という。）に係るものに限る。）に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び開設指針第一項第十四号に規定する5G高度特定基地局を除く。）の開設時期が属する年度（四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終わる期間）より前の年度に開設されたものであること。	認定開設計画に記載された特定基地局（屋内等に開設した特定基地局及び5G高度特定基地局を除く。）の開設時期が属する年度（四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終わる期間）より前の年度に開設されたものであることを証明する書類（対象となる無線局の設置場所に係る市町村ごとの開設予定無線局数と開設無線局数（実績）の対比表）

参考 1. 各種様式

(6) 基準適合性の確認申請書

別表第二（第二条関係）（認定導入計画に従って導入した特定高度情報通信技術活用システムであること等を示す添付書類）

特定高度情報通信技術活用システムに係る設備	添 付 書 類
一 基地局の無線設備 陸上移動局の無線設備	1 当該設備の仕様を示す書類 2 様式第三の表に記載されている事項を確認できる書類
二 交換設備	1 当該設備の仕様を示す書類 2 様式第三の表に記載されている事項を確認できる書類
三 伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）	1 当該設備の仕様を示す書類 2 基地局の無線設備と交換設備を接続するためのものであることを示すネットワーク構成図等の書類 3 様式第三の表に記載されている事項を確認できる書類

参考 1. 各種様式

(7) 基準適合性の変更確認申請書

様式第四（第四条関係）

認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入が
基準に適合するものであることの変更確認申請書

（主務大臣） 殿

申請年月日 年 月 日

ふり がな
住 所
ふ り が な

申請者名

（連絡先 電話番号： 担当者： ）

長 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき認定された認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入について法第28条の規定に基づき基準に適合することの確認を受けた事項について、変更の確認を受けたいので、別紙の書類を添えて申請します。

辺 1 変更した箇所

2 変更した理由

3 添付書類

（当該変更に係る申請添付書類のみ添付）

本申請に係る様式第二の一又は様式第二の二及び様式第三の特定高度情報通信技術活用システムの導入は、法第28条の規定に基づく基準に適合するものであることを証明します。

第 号

年 月 日

（主務大臣 名）

短

辺

（日本産業規格A4）

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、情報通信技術の分野における技術革新の進展及び我が国を取り巻く国際経済環境の変化その他の経済社会情勢の変化に伴い、国民生活及び経済活動の基盤となる特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等がサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。以下この章及び第三十一条において同じ。）を確保しつつ適切に行われるとともに特定高度情報通信技術活用システムに不可欠な特定半導体が我が国の技術の向上により国内で安定的に生産されることが我が国における産業基盤を整備する上で重要であることに鑑み、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針の策定、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画及び特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定制度の創設等の措置を講ずることにより、特定高度情報通信技術活用システムの普及を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展並びに我が国の安全保障に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定高度情報通信技術活用システム」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 情報通信の業務を一体的に行うよう構成された無線設備及び交換設備その他の主務省令で定める設備並びにこれらに係るプログラムの集合体であつて、政令で定める周波数の電波を使用することにより大量の情報を高速度で送受信することを可能とするものその他の高度な技術を活用した情報通信を実現するもの

二・三 （略）

- 2 この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理（当該特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する設備、機器又は装置及びこれらに係るプログラムの集合体として主務省令で定めるものの開発又は提供及び維持管理を含む。）をいう。

- 3 この法律において「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等」とは、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び特定高度情報通信技術活用システムの導入をいう。

4・5 （略）

(基本理念)

第三条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、特定高度情報通信技術活用システムが我が国における国民生活及び経済活動の基盤となることに鑑み、サイバーセキュリティを確保しつつ適切に行われることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る産業の国際競争力の強化並びに特定高度情報通信技術活用システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

2 （略）

(国の責務)

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

第四条 国は、前条の基本理念にのっとり、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進（特定半導体生産施設整備等の促進を含む。次条及び次章において同じ。）に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者及び特定半導体生産施設整備等を行う事業者に対して集中的かつ効果的に支援を行うよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を行う事業者及び特定半導体生産施設整備等を行う事業者は、第三条の基本理念にのっとり、国が実施する特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

第六条 主務大臣は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針（以下「指針」という。）を定めるものとする。

2 指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する次に掲げる事項

イ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の内容に関する事項

ロ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進のための方策に関する事項（次号ロに掲げるものを除く。）

ハ 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に当たって配慮すべき事項（次号ハに掲げるものを除く。）

三 特定半導体生産施設整備等に関する次に掲げる事項

イ 特定半導体生産施設整備等の内容に関する事項

ロ 特定半導体生産施設整備等の促進のための方策に関する事項

ハ 特定半導体生産施設整備等の促進に当たって配慮すべき事項

四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等又は特定半導体生産施設整備等を行うために必要な資金の調達円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（第四章第一節及び第三十八条において「公庫」という。）及び第十五条第四項第三号ロに規定する指定金融機関が果たすべき役割に関する事項

3 主務大臣は、経済事情の変動その他の情勢の推移により必要が生じたときは、指針を変更するものとする。

4 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更するときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。次章において同じ。）に協議するものとする。

5 主務大臣は、指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第三章 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に係る計画及び特定半導体生産施設整備等に係る計画の認定

（特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定）

第七条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関する計画（以下「特定

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

高度情報通信技術活用システム開発供給計画」という。)を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

2 特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の目標
- 二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の内容及び実施時期
- 三 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給の実施体制
- 四 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を行うために必要な資金の額及びその調達方法
- 五 前各号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に関し必要な事項

3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。

- 一 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の内容が指針に照らし適切なものであること。
- 二 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの開発供給が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議することができる。

5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の概要を公表するものとする。

(特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更等)

第八条 前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定開発供給事業者」という。）は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

2 主務大臣は、認定開発供給事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定開発供給計画」という。）に従って特定高度情報通信技術活用システムの開発供給を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。

3 主務大臣は、認定開発供給計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定開発供給事業者に対して、当該認定開発供給計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。

5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第九条 特定高度情報通信技術活用システムの導入（認定開発供給計画に係る特定高度情報通信技術活用システムが含まれているものに限る。以下この章及び次章において同じ。）を行おうとする事業者は、単独で又は共同して、その実施しようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入に関する計画（以下「特定高度情報通信技術活用システム導入計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

- 2 特定高度情報通信技術活用システム導入計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 特定高度情報通信技術活用システムの導入の目標
 - 二 特定高度情報通信技術活用システムの導入の内容及び実施時期
 - 三 特定高度情報通信技術活用システムの導入を行うために必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 前三号に掲げるもののほか、特定高度情報通信技術活用システムの導入に関し必要な事項
- 3 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その旨の認定をするものとする。
- 一 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の内容が指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画に係る特定高度情報通信技術活用システムの導入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 4 主務大臣は、第一項の認定に当たり必要があると認めるときは、あらかじめ、経済産業大臣、総務大臣その他の関係行政機関の長に協議することができる。
- 5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画の概要を公表するものとする。

(特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更等)

- 第十条 前条第一項の認定を受けた事業者（以下「認定導入事業者」という。）は、当該認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画を変更するときは、あらかじめ、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。
- 2 主務大臣は、認定導入事業者がその認定に係る特定高度情報通信技術活用システム導入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定導入計画」という。）に従って特定高度情報通信技術活用システムの導入を実施していないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。
- 3 主務大臣は、認定導入計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなったと認めるときは、認定導入事業者に対して、当該認定導入計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
- 4 主務大臣は、前二項の規定により前条第一項の認定を取り消したときは、その旨を公表するものとする。
- 5 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第十一条・第十二条 （略）

第四章 認定開発供給計画等に係る支援措置

第一節 株式会社日本政策金融公庫法の特例

第十三条～第二十四条 （略）

第二節 中小企業投資育成株式会社法及び中小企業信用保険法の特例

第二十五条～第二十七条 （略）

第三節 課税の特例

第二十八条 認定導入計画に従って実施される特定高度情報通信技術活用システムの導入（特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準に適合することについて主務大臣の確認を受けた場合に限る。）を

参考 2. 関係法令抜粋

(1) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律

行う認定導入事業者が、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入の用に供するために取得し、又は製作した機械及び装置、器具及び備品、建物附属設備並びに構築物（特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるものに限る。）については、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

第四節 （略）

第五章 雑則

第三十条～第三十三条 （略）

（主務大臣等）

第三十四条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 指針（第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る部分に限る。）及び当該特定高度情報通信技術活用システムに係る特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画に関する事項 経済産業大臣及び総務大臣

二～四 （略）

五 指針（第六条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。）並びに開発供給等促進円滑化業務及び開発供給等促進業務に関する事項 経済産業大臣及び財務大臣

六 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する事項 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に係る事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。ただし、次の各号に掲げる主務省令については、当該各号に定めるところとする。

一 第二条第一項第一号の主務省令及び同条第二項の主務省令（同号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。） 経済産業大臣及び総務大臣の発する命令

二・三 （略）

（権限の委任）

第三十五条 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第三十六条 （略）

第六章 罰則

第三十七条・第三十八条 （略）

附 則 （略）

参考 2. 関係法令抜粋

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令

(2) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令

(特定高度情報通信技術活用システムの要件)

第一条 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（第三条第十三号を除き、以下「法」という。）第二条第一項第一号の政令で定める周波数は、三千六百メガヘルツを超える周波数のうち、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。）に割り当てられたもの及び当該特定基地局以外の無線局（同法第二条第五号に規定する無線局をいう。）であって当該特定基地局と同一の通信方式を用いる無線通信を行うものに割り当てられたものとする。

2～4 （略）

第二条～第七条 （略）

附 則 （略）

参考 2. 関係法令抜粋

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(定義)

第一条 この省令において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

(特定高度情報通信技術活用システムの設備)

第二条 法第二条第一項第一号の主務省令で定める設備は、次の各号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの区分に応じ、当該各号に定める設備とする。

一 法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムのうち、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。以下同じ。）の無線設備を一部に用いて構成されるもの（以下「全国 5 G システム」という。）次のイからニまでに掲げる設備（ホからトまでに掲げる設備がある場合にあっては、イからニまでに掲げる設備と一体として運用される設備を含む。）

イ ラジオユニットの電気通信設備

ロ ディストリビューテッドユニットの電気通信設備

ハ セントラルユニットの電気通信設備

ニ 交換設備

ホ アンテナ（イに掲げる設備と機能上直結していないものに限る。）

ヘ 伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）

ト 鉄塔、電源設備その他の附属設備

二 法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムのうち、特定基地局以外の無線局（電波法第二条第五号に規定する無線局をいう。）であって特定基地局と同一の通信方式を用いる無線通信を行うものの無線設備を一部に用いて構成されるもの（以下「ローカル 5 G システム」という。） 次のイ及びロに掲げる設備（ハからヘまでに掲げる設備がある場合にあっては、イ及びロに掲げる設備と一体として運用される設備を含む。）

イ 特定基地局以外の基地局（電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第四条第一項第六号に規定する基地局をいう。以下この号及び次条第二号において同じ。）の無線設備

ロ 交換設備

ハ 自営等広帯域移動無線アクセスシステム（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）第三条第二号の二に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステム（ローカル 5 G システムの制御信号の送受信のために用いられるものに限る。）をいう。次条第二号ハにおいて同じ。）の基地局の無線設備

ニ 伝送路設備（光ファイバを用いたものに限る。）

ホ 陸上移動局（電波法施行規則第四条第一項第十二号に規定する陸上移動局をいう。次条第二号

参考 2. 関係法令抜粋

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

ホにおいて同じ。)の無線設備及び当該無線設備と接続され、生産、販売その他の事業活動の用に供される機械及び装置並びに器具及び備品

ヘ 鉄塔、電源設備その他の附属設備

(特定高度情報通信技術活用システムの一部を構成する集合体)

第三条 法第二条第二項の主務省令で定める集合体（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに限る。）は、次の各号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

一 全国 5 G システム 次に掲げるもの又はこれらの組合せ

イ ラジオユニットの電気通信設備

ロ ディストリビューテッドユニットの電気通信設備

ハ セントラルユニットの電気通信設備

ニ 交換設備

二 ローカル 5 G システム 次に掲げるもの又はこれらの組合せ

イ 特定基地局以外の基地局の無線設備

ロ 交換設備

ハ 自営等広帯域移動無線アクセスシステムの基地局の無線設備

ニ 伝送路設備（光ファイバを用いたものであって、専らイ又はハ及びロの間の情報通信を行うためのものに限る。）

ホ 陸上移動局の無線設備

(特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定の申請)

第四条 法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。以下同じ。）の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び申請者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

三 当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3 主務大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画が法第七条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4 二の主務大臣に第一項の申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

(特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定)

参考 2. 関係法令抜粋

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

第五条 主務大臣は、法第七条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めにも照らしてその内容を審査し、当該特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第二による認定書を交付するものとする。

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第四により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 認定の日付
- 二 開発供給計画認定番号
- 三 認定開発供給事業者の名称
- 四 認定開発供給計画の概要

(認定開発供給計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第六条 認定開発供給計画（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係るものに限る。以下同じ。）の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第八条第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定開発供給事業者は、遅滞なく、様式第五によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 法第八条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム開発供給計画の変更の認定を受けようとする認定開発供給事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第六による申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

3 二の主務大臣に変更申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該変更申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 主務大臣は、第二項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第七条第三項の定めにも照らしてその内容を審査し、変更申請のあった認定開発供給計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第七による認定書を交付するものとする。

5 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第八による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6 主務大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、様式第九により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 変更の認定の日付
- 二 変更後の開発供給計画認定番号
- 三 認定開発供給事業者の名称
- 四 変更後の認定開発供給計画の概要

(認定開発供給計画の変更の指示)

第七条 主務大臣は、法第八条第三項の規定により認定開発供給計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該変更の指示を受ける認定開発供給事業者に交付するものとする。

(認定開発供給計画の認定の取消し)

参考 2. 関係法令抜粋

(3) 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

第八条 主務大臣は、法第八条第二項又は第三項の規定により認定開発供給計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定が取り消される認定開発供給事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定開発供給計画の認定を取り消したときは、様式第十二により、その認定を取り消された日付、開発供給計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

(実施状況の報告)

第九条 認定開発供給事業者は、主務大臣の求めに応じて、認定開発供給計画の実施状況を、様式第十三により主務大臣に報告しなければならない。

附 則 (略)

参考 2. 関係法令抜粋

(4) 内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(4) 内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(定義)

第一条 この命令において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定の申請）

第二条 法第九条第一項の規定により、特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者（以下この条及び次条において「申請者」という。）は、法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る申請者については様式第一による申請書を、同項第二号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムに係る申請者については様式第二による申請書を、主務大臣に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一 申請者の定款（これに準ずるものを含む。）の写し及び申請者が登記をしている場合にあっては、当該登記に係る登記事項証明書

二 申請者の直近の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合にあっては、これらに準ずるもの）

三 当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

3 主務大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、特定高度情報通信技術活用システム導入計画が法第九条第三項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。

4 二以上の主務大臣に第一項の申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定）

第三条 主務大臣は、法第九条第一項の規定により特定高度情報通信技術活用システム導入計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第三項の定めにも照らしてその内容を審査し、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第三の認定書を交付するものとする。

2 主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第四による通知書を申請者に交付するものとする。

3 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、様式第五により、当該認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

一 認定の日付

二 導入計画認定番号

三 認定導入事業者の名称

四 認定導入計画の概要

参考 2. 関係法令抜粋

(4) 内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

(認定導入計画の変更に係る認定の申請及び認定)

第四条 認定導入計画の趣旨の変更を伴わない軽微な変更は、法第十条第一項の認定を要しないものとする。この場合において、当該軽微な変更を行った認定導入事業者は、遅滞なく、様式第六によりその旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 法第十条第一項の規定により、特定高度情報通信技術活用システム導入計画の変更の認定を受けようとする認定導入事業者（以下この条において「変更申請者」という。）は、様式第七による申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を主務大臣に提出しなければならない。

3 二以上の主務大臣に変更申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該変更申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

4 主務大臣は、第二項の変更申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第九条第三項の定めに従ってその内容を審査し、変更申請のあった認定導入計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第八の認定書を交付するものとする。

5 主務大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第九による通知書を変更申請者に交付するものとする。

6 主務大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、様式第十により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を公表するものとする。

- 一 変更の認定の日付
- 二 変更後の導入計画認定番号
- 三 認定導入事業者の名称
- 四 変更後の認定導入計画の概要

(認定導入計画の変更の指示)

第五条 主務大臣は、法第十条第三項の規定により認定導入計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該変更の指示を受ける認定導入事業者に交付するものとする。

(認定導入計画の認定の取消し)

第六条 主務大臣は、法第十条第二項又は第三項の規定により認定導入計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十二による通知書を当該認定が取り消される認定導入事業者に交付するものとする。

2 主務大臣は、認定導入計画の認定を取り消したときは、様式第十三により、その認定を取り消された日付、導入計画認定番号及び事業者の名称を公表するものとする。

(実施状況の報告)

第七条 認定導入事業者は、主務大臣の求めに応じて、認定導入計画の実施状況を、様式第十四により主務大臣に報告しなければならない。

(特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する権限の委任)

第八条 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する総務大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地、主たる基地局の送信所の所在地又は小型無人機の常置場所を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、総務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

参考 2. 関係法令抜粋

(4) 内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則

- 2 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する農林水産大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長（北海道農政事務所長を含む。）に委任するものとする。ただし、農林水産大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 3 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する経済産業大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任するものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。
- 4 特定高度情報通信技術活用システム導入計画に関する国土交通大臣の権限は、当該特定高度情報通信技術活用システム導入計画の認定を受けようとする者の主たる事務所、事業所その他その事業を行う場所の所在地を管轄する地方整備局長、北海道開発局長、地方運輸局長、運輸監理部長又は地方航空局長に委任するものとする。ただし、国土交通大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

第九条～第十八条 （略）

附 則 （略）

参考 2. 関係法令抜粋

(5) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

(5) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

この指針は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（以下「法」という。）第六条第一項の規定に基づき、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針を定めるものである。なお、この指針において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義及び基本的な方向に関する事項

一 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進の意義

情報通信技術の分野における技術革新が急速に進展する中、特定高度情報通信技術活用システムは、これからの社会の重要な基盤となることが見込まれる。当該システムについて、サイバーセキュリティを確保しつつ、安全・安心かつ早期の普及を図ることは、我が国における産業基盤の整備に加え、地方創生及び地域の課題解決の観点からも重要であり、国民生活の向上及び国民経済の健全な発展のために、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等を促進することが必要である。また、国際的な取組との整合性も図りつつ、こうした措置の実施による安全・安心な特定高度情報通信技術活用システムの普及を進めることは、我が国の安全保障にも寄与するものである。

二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の基本的な方向

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等は、当該システムの安全性・信頼性及び相互接続性・相互運用性を確保しつつ、当該システムが安定的に供給されることを基本とし、我が国における特定高度情報通信技術活用システムの開発供給に係る産業の国際競争力の強化並びに特定高度情報通信技術活用システムの活用による新たな事業の創出及び事業の革新の促進に資することを旨とし、国及び事業者が相互に密接な連携を図りつつ主体的かつ積極的に行うものとする。

第二 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する事項

第一に規定する意義を踏まえ、基本的な方向を実現するものとして、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等に関する事項を定める。

一 法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システム（以下「一号システム」という。）の開発供給の内容

一号システムの開発供給の内容は、次の1から3までのいずれにも該当するものとする。

1 開発供給を行う一号システムの安全性及び信頼性確保のための対策が、次の(1)から(4)までのいずれにも該当すること。

(1) 開発供給を行う事業者において、サイバーセキュリティを確保するための規程を策定した上で、開発供給を行う一号システムのサイバーセキュリティに係る脆弱性の評価を行い、適切な対策が講じられていること。

(2) 開発供給を行う事業者において、開発供給した一号システムの導入を行う事業者が当該システムのサイバーセキュリティを持続的に確保することを支援するために必要な体制が整備されていること。

(3) 「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成三十年度版）」、「IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せ（平成三十年十二月十日関係省庁申合せ）」並びに「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成三十一年総務省告示第二十四号）」及び「ローカル5G導入に関するガイドライン（令和元年十二月総務省策定）」等に留意し、サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリ

参考 2. 関係法令抜粋

(5) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

ティ対策が講じられていること。

- (4) 国際的な取組（プラハ5Gセキュリティ会議等）の考え方にに基づき、開発供給を行う事業者の信頼性を確保するため、次のイからハまでのいずれにも該当すること。

イ 開発供給を行う事業者の所有関係及びガバナンスの透明性が確保されていること。

ロ 開発供給を行う事業者が、過去三年間の実績を含め、国際的に受け入れられた基準に反していないこと。

ハ 外国の法的環境等により開発供給の適切性が影響を受けるものでないこと。

- 2 開発供給を行う一号システムについて、O-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様に準拠するなど、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保されていること。

- 3 開発供給を行う一号システムの供給安定性確保のための対策が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

- (1) 開発供給を行う一号システムについて、サプライチェーンを含む必要な開発供給能力確保に関する計画並びに保守及び管理の方針が整備されていること。

- (2) 一号システムの開発供給に係る事業継続性確保のため、事業継続計画が策定されていること。

- (3) 一号システムを安定的に供給するため、当該システムの開発供給に係る国内関係法令を遵守すること。

二 (略)

三 一号システムの導入の内容

一号システムの導入の内容は、次の1から4までのいずれにも該当するものとする。

- 1 導入を行う一号システムの安全性及び信頼性確保のための対策が、次の(1)から(3)までのいずれにも該当すること。

- (1) サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、一号システム導入計画に係る事業を所管する省庁に対し、速やかに報告を行うための体制が整備されていること。

- (2) サイバーセキュリティ上の事案が発生した場合に、関係主体に対して適切な情報共有を行うための体制が整備されていること。

- (3) 全国5Gシステムにあっては、「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画」の認定を受けて「第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設計画に関する指針」に留意し、ローカル5Gシステムにあっては、「ローカル5G導入に関するガイドライン」に留意し、サプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策が講じられていること。

- 2 導入を行う一号システムについて、O-RANアライアンスが定めるインターフェース仕様に準拠するなど、マルチベンダーによる相互接続性・相互運用性が確保されていること。

- 3 導入を行う一号システムの供給安定性確保のための対策が、次の(1)及び(2)のいずれにも該当すること。

- (1) 我が国における安定的な一号システムの導入を確保するため、当該システム導入に係る国内関係法令を遵守すること。

- (2) 保守及び管理を適切に行うために必要な方針等が整備されていることを確認すること。

- 4 導入を行う一号システムを構成する無線設備、交換設備及び伝送路設備（交換設備及び伝送路

参考 2. 関係法令抜粋

(5) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給等の促進に関する指針

設備については、ローカル 5 G システムに限る。) が、一号システム開発供給計画の認定を受けたものであること。

四～九 (略)

第三～第五 (略)

参考 2. 関係法令抜粋

(6) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準

(6) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号。以下「法」という。）第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準は、同条に基づく主務大臣の確認を受けようとする特定高度情報通信技術活用システムの導入が次のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

- 1 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二条第五号に規定する無線局の免許を受けた者が当該免許に係る無線通信の業務の用に供するために導入した特定高度情報通信技術活用システムであること。
- 2 当該特定高度情報通信技術活用システムの保守及び管理を迅速かつ適切に実施できる体制を確保するため、当該特定高度情報通信技術活用システムの導入に係る認定開発供給事業者が日本国内に保守及び管理の拠点を有しているものであること又は日本国内に保守及び管理の拠点を有している事業者（法第二条第一項第一号に掲げる特定高度情報通信技術活用システムの開発又は提供及び維持管理を行う者に限る。）との提携等により保守及び管理を実施できる体制を確保しているものであること。
- 3 当該特定高度情報通信技術活用システムに係る電波法第二十七条の十二第一項に規定する特定基地局（同項第一号に係るものに限る。以下同じ。）が、同法第二十七条の十三第一項の規定に基づき認定された特定基地局の開設に関する計画（第五世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針（平成三十一年総務省告示第二十四号。以下「開設指針」という。）に係るものに限る。）に係る特定基地局（屋内等に設置するもの及び開設指針第一項第十四号に規定する 5 G 高度特定基地局を除く。）の開設時期が属する年度（四月一日に始まり翌年の三月三十一日に終わる期間）より前の年度に開設されたものであること。

参考 2. 関係法令抜粋

- (7) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるもの
- (7) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるもの

特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十八条に規定する特定高度情報通信技術活用システムを構成する上で重要な役割を果たすものとして経済産業大臣及び総務大臣が定めるものは次の各号に掲げるものとする。

- 一 三・六 GHz を超え四・一 GHz 以下又は四・五 GHz を超え四・六 GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備（十六以上の空中線、位相器及び増幅器を用いて一又は複数の指向性を持つビームパターンを形成し制御する技術を有する無線装置を用いて無線通信を行うために用いられるものに限る。）
- 二 二七 GHz を超え二八・二 GHz 以下又は二九・一 GHz を超え二九・五 GHz 以下の周波数の電波を使用する無線設備
- 三 総務省・経済産業省関係特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行規則（令和二年総務省・経済産業省令第二号）第二条第二号に規定するローカル 5 G システムの無線設備（陸上移動局の無線設備にあつては通信モジュールに限る。）
- 四 専ら前号に掲げる無線設備（陸上移動局の無線設備を除く。）を用いて行う無線通信の業務の用に供され、当該無線設備と一体として運用される交換設備及び当該無線設備と当該交換設備との間の通信を行うために用いられる伝送路設備

参考 2. 関係法令抜粋

(8) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく主務大臣の確認に関する手続

(8) 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく主務大臣の確認に関する手続

(定義)

第一条 この告示において使用する用語は、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）において使用する用語の例による。

(確認申請書の提出)

第二条 認定導入計画に従って実施された特定高度情報通信技術活用システムの導入について、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十八条の規定に基づく特定高度情報通信技術活用システムの適切な提供及び維持管理並びに早期の普及に特に資するものとして経済産業大臣及び総務大臣が定める基準（令和二年総務省・経済産業省告示第三号。以下「基準」という。）に適合することについて主務大臣の確認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第一に様式第二の一又は様式第二の二、様式第三並びに別表第一及び別表第二に掲げる書類（以下「申請添付書類」という。）並びにその写し各一通を添えて、主務大臣に提出しなければならない。

(確認書の交付)

第三条 主務大臣は、前条の規定による確認申請書の提出があった場合において、当該確認申請書が基準に適合すると認めるときは、当該確認申請書の正本にその旨を記載し、これに記名押印し、これを確認書として申請者に交付するものとする。

(変更確認)

第四条 前条の確認書の交付を受けた者は、同条の確認書及び申請添付書類に記載された事項を変更するときは、様式第四及び当該変更に係る申請添付書類を添えて、主務大臣の確認を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の確認に係る確認書の交付に準用する。

(確認の取消し)

第五条 主務大臣は、第三条（前条第二項において準用する場合を含む。）の確認書の交付を受けた者が次のいずれかに該当するときは、当該確認を取り消すものとする。

一 第二条に基づく申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

二 前条第一項に基づく申請を怠ったとき又は同項に基づく申請に際して虚偽の申請を行ったとき。

2 主務大臣は、前項の規定により確認を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第五による書面を当該確認が取り消される者に交付するものとする。

3 第一項の規定により確認の取消しが行われた場合には、当該取消しに係る確認書の交付を受けた者は、当該確認書を直ちに主務大臣に返還しなければならない。